# 都市計画公園・緑地の整備方針(改定)

~ 安全・快適で緑豊かな東京を目指して ~



平成23(2011)年12月 東京都・特別区・市町

# 目 次

第	1 1	章 都市計画公園・緑地の整備方針の改定		1
第	1	改定の背景		1
第	2	整備方針の性格		1
第	3	計画期間		1
第	4	社会情勢と公園・緑地整備の課題		2
	1	社会情勢		2
	2	公園・緑地整備の現状と課題		4
第	2重	<b>〕 都市計画公園・緑地整備の目標と実現化の基本方針</b>		8
第	1	目標		8
第	2	実現化の基本方針		9
第	3重	す 今後 10 年間で優先的に整備する公園・緑地	1	0
第	1	選定の方針	1	0
第	2	重点化を図るべき公園・緑地の選定	1	1
	1	選定の基準	1	1
	2	重点化を図るべき公園・緑地	1	8
第	3	重点化した公園・緑地における優先整備区域の設定	2	2
	1	区域設定の評価基準	2	2
	2	今後優先的に整備する公園・緑地の区域	2	4
第	4	都市計画決定区域における建築制限の緩和	3	7

第	<b>4</b> i	章 多様な主体との連携による整備促進	3	8
第	1	民間事業者による整備	3	8
	1	特許事業による整備促進	3	8
	2	民設公園制度による公園的空間の確保	3	8
第	2	センター・コア・エリアを対象とする民間都市開発との連携	4	0
第	3	公民の連携による緑のネットワークの形成	4	2
	1	環境軸の形成	4	2
	2	河川改修等の公共事業に合わせた緑地の整備	4	3
	3	緑のネットワークの強化	4	3
第	5 ī	章 一層の整備促進に向けた今後の取組	4	4
第	1	他の都市施設等との整合性の確保	4	4
第	2	将来管理者及び事業主体の明確化	4	5
第	3	整備促進に向けた都市計画変更	4	6

4 9
5 4
5 6
5 7

# 第1章 都市計画公園・緑地の整備方針の改定

# 第1 改定の背景

公園・緑地は、市街地にゆとりと潤いを与えることはもとより、にぎわいの場や魅力ある観光資源であるとともに、特に大都市・東京では、ヒートアイランド現象\*の緩和、雨水の浸透・貯留、震災時の避難場所、復旧・復興の拠点など、多様な面において都市活動を支える重要なインフラとしての役割を担っています。

東京都及び区市町は、都市計画公園・緑地の整備に一体となって取り組むため、平成18年3月に「都市計画公園・緑地の整備方針」(以下「整備方針」という。)を 策定しました。整備方針に基づき、計画的な事業化を進めてきた結果、この5年間で 供用面積が約273ヘクタール拡大されるなど、着実な成果を上げています。

丘陵地や崖線などに残る貴重な樹林地等が減少傾向にある東京において、公園・緑地の整備による緑とオープンスペースの拡大は、ますます重要になっています。公園・緑地が持つ本来の機能の発揮はもとより、未曾有の被害をもたらした本年3月の東日本大震災を踏まえ、首都東京の防災機能の強化を急ぐためにも、計画的かつ効率的な整備を推進していかなければなりません。

今回の改定では、このような視点に基づき、今後、重点的に整備すべき都市計画公園・緑地を明らかにするとともに、都市部においては、民間開発と連携して緑地等を拡大する新たな仕組みを創設しています。引き続き、新たな整備方針に基づき、都、区市町等が連携して、安全・快適で緑豊かな、さらに成熟を遂げた都市東京を実現していきます。

# 第2 整備方針の性格

この整備方針は、「緑確保の総合的な方針\*」(平成 22 年 5 月)など、緑やオープンスペースの保全・創出に係る他の施策と一体となって、東京における水と緑のネットワークの形成を目指し、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取組の方針を明らかにするものです。

# 第3 計画期間

この整備方針の計画期間は平成 32 年度までの 10 年間とし、この間、都市計画公園・緑地の事業化に計画的、集中的に取り組みます。その後はおおむね 10 年毎に見直しを行い、公園・緑地の整備に継続的に取り組んでいきます。

# 第4 社会情勢と公園・緑地整備の課題

# 1 社会情勢

# (1)急がれる地震への備え

平成23年3月に発生した東日本大震災において、東京では大規模な火災や建物倒壊等の被害こそ生じなかったものの、帰宅困難者の大量発生、大規模な停電等、これまでの予想を超えた、大都市特有の被害が発生しました。

東京都防災会議が想定する首都直下地震においては、区部の木造住宅密集地域\* を中心とした火災の発生や建物倒壊等の甚大な被害が予想されており、今回の震災 で得られた教訓を生かし、震災対策を強化していく必要があります。

公園・緑地は、発災時の避難場所、救出や救助等各種活動の拠点、復旧、復興時の仮設住宅建設地やがれきの仮置場など、多様な役割も担います。公園・緑地を、震災対策の面からも適切に評価し、防災力の向上に取り組む必要があります。

# (2)集中豪雨の増加

近年、東京においては、時間 50 ミリメートルを超える局地的な豪雨が頻発し、いわゆる都市型水害\*の発生が続いています。その要因は、ヒートアイランド現象や地球温暖化\*が一因と言われる上記のような集中豪雨のほか、地表がアスファルト等に覆われ雨水が地下に浸み込まなくなったこと等とされています。

公園・緑地を活用し、雨水貯留浸透施設の設置等による雨水の流出抑制\*を進めるとともに、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の防止に資する緑の保全・ 創出を進める必要があります。

#### (3)生物の生息・生育環境の悪化

「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)~東京都レッドリスト\*~2010年版」によると、東京では現在も各種の開発による自然環境のかく乱と破壊が進行し、多くの生物の生育環境が劣化しており、絶滅のおそれのある野生生物種が増加していると報告されています。

樹林地や水辺の保全・創出により、多くの生物の生息・生育環境を確保していく 必要があります。

#### (4)樹林地の減少の継続

東京都統計年鑑のデータによると、東京の樹林地は、平成 21 年までの 10 年間で 900 ヘクタール以上減少しており、樹林地の減少傾向に歯止めがかかっていません。

東京全体の緑の骨格である丘陵地や崖線\*、地域の景観のシンボルともなっている屋敷林\*を始め、東京に残る樹林地の保全対策を進めることが重要です。

#### (5) 求められている質の高い生活空間

東京は、我が国の経済活動の中心であると同時に、東京に住み働く人々にとって

の生活の場です。東京が今後とも、国際競争力を維持していくためには、経済活力 の向上に加え、国際的に見ても質の高い生活空間を整備し、人や資本を引き付ける、 高い都市の評価につなげていくことが必要です。

子どもから高齢者まで、東京に暮らす人々が快適な都市生活を送ることができるよう、身近な場所にある公園や、休日の一日を過ごすこともできる大規模な公園等、都市のインフラとしての公園・緑地の整備を進める必要があります。

# (6)緑や景観への都民意識の高まり

「10年後の東京」計画\*に掲げる八つの目標のうち、都民が特に重要と考えるものを調査したところ、平成19(2007)年度から平成22(2010)年度のいずれにおいても、第2位に「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」が挙げられています。平成23(2011)年4月現在、都の他に12区市が景観法に基づく景観行政団体\*となっており、今後も更に増加すると見込まれています。

こうした緑や景観に対する都民意識の高まりを踏まえ、庭園などの歴史資源や湧水、崖線等などの自然資源を保全し、東京や地域らしい美しい景観づくりに資する公園・緑地の整備が必要です。

# (7)都心部等では民間開発に合わせて緑が増加

都はこれまで、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度\*活用方針\*」や「公開空地\*等のみどりづくり指針\*」に基づき、民間事業者による質の高い緑の創出を促進してきました。

これらの取組の成果として、近年、民間事業者による大規模なまちづくりにおいて多くの緑やオープンスペースが整備されており、地域のにぎわいや交流の場となっているのみならず、都心部等における緑の増加に大きく貢献しています。

大規模なまちづくりにおける都市の緑の創出への貢献を積極的に評価し、都市の基盤である公園・緑地の整備においても、こうした民間事業者によるまちづくりとの連携を検討していくことが必要です。

# 2 公園・緑地整備の現状と課題

# (1)これまでの取組の成果

都と区市町は、平成 18 年策定の整備方針において、優先的に事業を進める区域である「優先整備区域」を定め、計画的な事業化に取り組んできました。

その結果、計画期間の半ばを過ぎた平成23年7月1日時点で既に優先整備区域の9割以上の区域で事業が進行しており、6割は供用(開園)されています。

# <図表1-1 これまでの優先整備区域における事業進捗>

(平成23年7月1日までの実績)

優先整備区域	車光美毛汶	
<b>                                    </b>	事業着手済	うち供用済
4 5 4 ha (100 %)	4 2 2 ha (93%)	2 7 3 ha (60%)

# <図表1-2 整備方針に基づく整備実績例>



防災拠点としての公園(東京臨海広域防災公園:江東区)



運動公園(目白台運動公園:文京区)



地域の身近な公園 (一之江七丁目第3公園:江戸川区)

# <整備方針に基づく取組の成果(整備効果の試算)>

整備方針策定後の約5年間で開園した優先整備区域について、その効果を試算しました。

# 【防災に資する公園・緑地】

#### 避難場所の確保・安定化・・・・区部の避難計画人口の9万人分に相当

都や区市町は、震災時の避難場所として学校や公園等のオープンスペースを指定していますが、中には企業グラウンド等の民有地も多く含まれており、これらは住宅地等に転換されることがあります。このため、公園・緑地の整備は、避難場所を確実にオープンスペースとして確保する手段として重要です。

区部において、東京都震災対策条例に基づく避難場所とその隣接地でこれまでに開園した優先整備区域は約67ヘクタールです。この面積は、現在の避難場所で想定している避難計画人口の約9万人分に相当します。

# 豪雨対策を重点的に促進している区域における雨水の貯留浸透量 ・・・25mプール100杯分に相当

東京都及び区市町村では「東京都豪雨対策基本方針\*」に基づく雨水の流出抑制対策を進めており、公園等の整備に伴う雨水貯留浸透施設\*の整備も重要な対策の一つです。

上記方針で選定された石神井川や神田川流域等、特に重点的に豪雨対策を促進している区域(対策促進流域\*)において、優先整備区域の整備に伴い雨水貯留浸透施設が設置されたことの効果は25mプール約100杯分(約30,000立方メートル)と見込まれます。

# 【環境保全に資する公園・緑地】 樹林地の保全

#### ・・・日比谷公園 6個分の面積に相当

東京において、年々減少を続けている樹林地を保全することは、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等、東京の良好な環境の確保のために重要な取組です。

これまでに整備した優先整備区域において約 102 ヘクタールの樹林地を保全しており、 これは日比谷公園約 6 個分の面積に相当します。

# 【生活の基盤としての公園・緑地】

#### 大規模な公園・緑地の利用者数の増加

・・・600万人/年

広い芝生広場やさまざまなスポーツ施設、森や林、水辺などのある大規模な公園は、休日の1日を過ごすこともできる場所であり、週末ともなれば多くの人が訪れます。

これまでに大規模な公園・緑地として開園した優先整備区域は約 179 ヘクタールであり、 年間利用者数が約 600 万人増加していると推計されます。

# 身近な場所の公園・緑地への利便性が高まった都民の数 ・・・70万人

徒歩や自転車で気軽に行くことができる、身近な場所にある公園は、子供連れの家族や 高齢者を始め、誰もが日常的に利用する公園であり、地域の良好なコミュニケーションを 維持する上でも重要な役割があります。

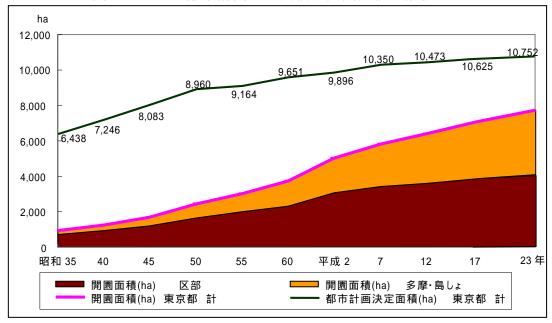
これまでに身近な場所にある公園・緑地として開園した優先整備区域は約 93 ヘクタールであり、利便性が高まった都民の人数は約 70 万人と推計されます。

# (2) 未だ十分ではない公園・緑地

現在、東京都全域で都市計画決定されている公園・緑地約 10,800 ヘクタールのうち、供用されているのは約 4,900 ヘクタールです (P10 図表 3-1 参照)。 都市計画公園・緑地以外の公園・緑地約 2500 ヘクタールと合わせた関園面積は

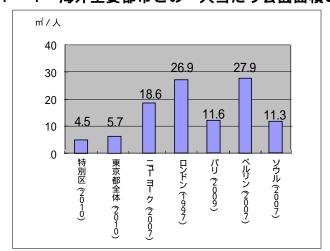
都市計画公園・緑地以外の公園・緑地約 2,500 ヘクタールと合わせた開園面積は 約 7,400 ヘクタールであり、東京の公園・緑地面積は着実に増加してきています。

しかしながら、住民一人当たりの公園面積を海外の諸都市と比較すると、東京の公園は少ないことが分かります。東京が世界の水準に近づくためには、今後とも公園・緑地の整備・拡大が必要であり、引き続き都市計画公園・緑地の計画的な事業化に取り組むことが必要です。



<図表1-3 都市計画決定面積と開園面積の推移>

(注)開園面積には、都市計画決定されていない都市公園や児童遊園、国民公園等の 面積を含む。 (作成:東京都都市整備局)



<図表1-4 海外主要都市との一人当たり公園面積の比較>

(作成:東京都都市整備局、データ:国土交通省・東京都)

# (3)避難場所等に指定されている未供用区域の整備が急務

区部における未供用区域の中には企業グラウンド等の大規模敷地がありますが、 その多くが震災時の避難場所等に指定されています。これらが売却されて戸建て開 発等が行われた場合、将来の公園事業の支障となるだけでなく、避難場所等として の機能が失われることとなり、地域の防災上、極めて大きな影響があります。

首都東京の防災性の維持向上のためには、こうした未供用区域については特に積極的に事業化を進める必要があります。

# (4)特別緑地保全地区等による確実な担保

未供用区域のうち約 3,600 ヘクタールは、河川の水面や社寺境内地などの区域であり、その多くは昭和 32 (1957)年の都市計画公園・緑地の再検討\*において指定されたものです。

これらの区域は、現状を保全することで、緑地としてのオープンスペースの機能 や公開性、永続性が確保されるものであり、特別緑地保全地区\*を始めとする地域 制緑地\*への変更について、積極的に取り組んでいく必要があります。

# (5)長期間事業化が進まない、都心部等の都市計画公園・緑地

未供用区域のうち、今後も整備が必要な面積は約 2,300 ヘクタールですが、この中には、特に都心部等を中心として、敷地の細分化の進行や財源確保の問題等の理由により、長期間事業が行われない結果、市街地の更新が進まず、狭い道路幅員も改善されない等、まちとしての問題が生じている区域も見られます。

こうした区域においては、地域の将来像を踏まえ、まちづくりと都市計画公園・ 緑地整備の両立を図る取組を検討していくことが必要です。

# 第2章 都市計画公園・緑地整備の目標と実現化の基本方針

# 第1 目標

都と区市町は、緑の拠点である公園・緑地の計画的な整備を通して、水と緑のネットワークの形成を促進し、「2020年の東京」計画\*が目指す、水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京の実現に取り組んでいきます。

また、東日本大震災を踏まえ、東京を高度な防災都市とするための取組を強化していきます。

このため、都市計画公園・緑地については、環境の保全、都民の憩いや多様な活動の場の提供、良好な景観の形成とともに、防災空間としての機能を複合的に発揮させるよう、重点的な整備に取り組んでいきます。

# <目標>

# 1 安全・安心な都市の実現

震災時の避難場所や救出・救助活動の拠点等となる公園・緑地、都市型水害等の軽減に寄与する公園・緑地の整備を推進し、安全・安心な都市の実現に貢献します。

# 2 自然と共生する都市環境の形成

ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等、良好な環境の確保に資する公園・緑地の整備により、環境負荷を低減し、自然と共生する都市環境の 形成を推進します。

#### 3 質の高い生活環境の創出

大都市東京に住み働く人々に潤いと安らぎを与えるとともに、スポーツや文 化活動等多様なレクリエーションの場となる公園・緑地の整備を促進し、快適 で質の高い生活環境を創出します。

# 4 魅力ある美しい都市の創造

江戸以来の歴史や文化、特色ある自然等を継承する公園・緑地の整備により、にぎわいや観光の拠点の形成、地域の個性の醸成、美しい景観の創出等を推進し、東京の魅力の向上を図ります。

# 第2 実現化の基本方針

目標の実現を図るための都市計画公園・緑地整備の基本方針を、以下のとおり定めます。

# < 実現化の基本方針 >

# 1 事業化計画に基づく事業の重点化

この方針の中で、今後 10 年間で計画的、優先的に整備を進める区域を定める事業化計画を明らかにし、事業の重点化に取り組み、都市計画公園・緑地の早期実現を図ります。

# 2 民間事業者を含めた多様な主体の連携

公共事業者との連携はもとより、東京のまちづくりの重要な担い手である民間事業者等とも連携し、多様な主体による都市計画公園・緑地の整備を進めます。

# 第3章 今後 10 年間で優先的に整備する公園・緑地

# 第1 選定の方針

都市計画決定されている公園・緑地の未供用区域のうち、河川の水面等の区域を除いた約2,300 ヘクタールを対象として、防災都市づくりの視点を重視し、今後10年間で優先的に整備する公園・緑地を定めます。

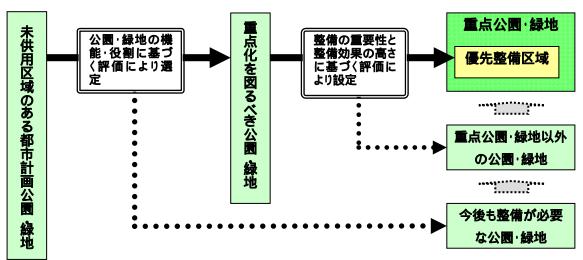
まず公園・緑地の機能・役割と、効果的なネットワークの形成の観点から事業の重点化を図るべき公園・緑地を選定し、次に、これらの公園・緑地の区域のうち、当該区域の整備の重要性と整備効果の高さの観点から優先整備区域を設定し、事業化計画として定めます。

<図表3-1 事業化計画の検討対象>

(平成23年7月1日現在)



<図表3-2 優先整備区域の絞込み>



( は次回以降の事業化計画更新に伴うステップアップ)

# 第2 重点化を図るべき公園・緑地の選定

# 1 選定の基準

重点化を図るべき公園・緑地は、検討対象の公園・緑地のうち、(1)機能と役割 (2)ネットワークの形成 の二つの項目について、それぞれ以下に示す視点に基づき選定しています。

# (1)機能と役割から見た重点化の視点

都市計画公園・緑地整備の目標に対応する「防災」、「環境保全」、「レクリエーション」、「景観・魅力」の四つの機能・役割に基づき、それぞれの重点化の視点を踏まえて評価しました。

#### ① 「防災」

都や区市町は、震災時の避難場所等として学校や公園等のオープンスペースを指定しており、特に区部においては、東京都震災対策条例に基づく避難場所の区域の3割近くを公園・緑地が担っています。

また、環状七号線周辺等の大規模な都立公園には、東京都震災対策条例に基づく大規模救 出救助活動拠点が指定されているなど、震災から市街地の安全を確保する上で、公園・緑地 は欠くことのできない施設です。

さらに、公園・緑地の整備に伴う緑の保全・創出とともに、浸透トレンチ\*等の雨水貯留浸透施設の設置、洪水調節池\*等の整備との連携、水害時の避難地の確保等により、都市型水害等の軽減にも寄与することができます。

首都東京の防災性の向上のためには、こうした公園・緑地の整備、拡充を重点的に進めることが必要です。

上板橋公園 (城北中央公園) 舎人公園 水元公園 武蔵野の森公園 小金井公園 環状7号線 事業中 概成 崎公園 葛西臨海公園 木場公園 和田堀公園 神代公園 (参考:東京臨海広域防災公園) (神代植物公園) 駒沢公園 (駒沢オリンピック公園)

<図表3-3 大規模救出救助活動拠点が指定されている都立公園>

<図表3-4 機能と役割から見た重点化の視点 防災>

機能・役割	重点化の視点
防災 「震災対策(避難場 所や避難路の確保、 延焼の防止、防災拠 点の整備等)、都市型 水害等の軽減〕	<ul> <li>○避難場所の確保</li> <li>・「地震に関する地域危険度測定調査*(第6回)」において震災時の危険性が高いとされる地域(「建物倒壊危険度*」、「火災危険度*」、「総合危険度*」のいずれかが4以上の地域)</li> <li>・東京都震災対策条例*における避難場所の避難有効面積*が2㎡/人を下回る地域</li> <li>・東京都震災対策条例における避難場所や区市町の定める避難場所等として指定されている、または指定される見込みの公園・緑地〇避難路の確保、延焼の防止</li> <li>・市街地における河川沿いや広幅員道路沿いの公園・緑地〇防災拠点の整備</li> <li>・東京都震災対策条例に基づく大規模救出救助活動拠点が指定されている公園・緑地、東京都地域防災計画*において医療機関近接へリ緊急離着陸場、災害時臨時離着陸場の各候補地に指定されている公園・緑地、防災船着場*の隣接地にある公園・緑地</li> <li>・避難所や災害拠点病院*等と一体となっている、又は備蓄倉庫、応急給水槽*等を備えるなど、地域防災の拠点となる公園・緑地〇その他震災対策への寄与</li> <li>・がれきの仮置場や応急仮設住宅建設地の確保に資する、一定のまとまりがあるオープンスペースを有する公園・緑地</li> <li>・徒歩帰宅者の休憩や帰宅困難者の一時受入れに資する、幹線道路沿いに設置されている、あるいは体育館等を有する公園・緑地</li> <li>・発災時、速やかに道路上の障害物を除去することが必要な道路(緊急輸送道路*等)近傍の公園・緑地</li> </ul>
	〈都市型水害等の軽減〉 ○緑やオープンスペースを保全・創出するとともに、浸透トレンチ等の雨水浸透施設の整備が求められる、東京都豪雨対策基本方針に基づく対策促進流域 ○遊水機能*を有するオープンスペースや水害時の避難地の確保が求められる、洪水の際に浸水のおそれのある地域 ○洪水調節池等の整備と連携するなど、より有効に都市型水害の軽減等に寄与することが可能な河川沿いの公園・緑地

# <図表3-5 機能・役割と公園・緑地の例 防災>

# <震災対策>



◇市街地における公園は避難場所として不可欠な存在(北江古田公園:中野区)



◇大規模救出救助活動拠点が指定された公 園における防災訓練(舎人公園:足立区)

#### <都市型水害等の軽減>



◇芝生広場の地下には雨水の浸透施設が 設置されている(光が丘公園:練馬区)



◇豪雨時のオーバーフロー水を地下に浸透 させる構造を持った池(武蔵野の森公園: 調布市)





◇洪水調節池の整備と公園が連携している例(壁面に開いているのは取水口)(左 比丘尼橋 下流調節池と大泉町公園(大泉橋戸公園):練馬区 右 落合調節池と落合公園:新宿 区)

# ② 「環境保全」、「レクリエーション」、「景観・魅力」

ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全など良好な都市環境の確保、都民のレク リエーションの場の整備、東京や地域の魅力の向上等を図る上で重要な公園・緑地について、 整備の重点化を図る必要があります。

# <図表3-6 機能と役割から見た重点化の視点 環境保全、レクリエーション、景観・魅力>

機能・役割	重点化の視点
	<ヒートアイランド現象の緩和> ○区部及びその周辺の市街地における、樹林地や水面の拡大 ○東京湾からの風を運び込む等、「風の道*」の形成に資する河川や運河沿いの緑やオープンスペースの保全・創出
環境保全 [ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息・生育環境の確保、水源の涵養*]	<生物多様性の保全> 〇 丘陵地、河川沿いや崖線の緑、平地林等の樹林地、湧水*などの自然資源の保全 〇 上記の他、貴重な動植物及びその生息・生育環境の保全
	<水源の涵養> ○ 崖線や台地部における湧水の保全
レクリエーション [身近な自然との ふれあいや、運動、 文化活動、散策等多 様な活動の場]	<ul> <li>○公園不足地域の解消</li> <li>・250メートルの範囲内に2,500平方メートル以上の公園・緑地がない地域への住区基幹公園*の整備</li> <li>・2キロメートルの範囲内に10ヘクタール以上の公園・緑地がない地域への都市基幹公園*の整備</li> <li>○地域で必要とされている施設や公園の整備</li> <li>・運動公園、植物公園、農業体験公園、水辺のある公園等</li> </ul>
<b>景観・魅力</b> [東京や地域らし さの醸成、美しい景 観づくり、にぎわい の創出]	<ul><li>○庭園や社寺境内地等の歴史・文化資源の保全、活用</li><li>○湧水、崖線の樹林地、屋敷林、農地等の自然資源の保全、活用</li><li>○景観基本軸*内の景観の向上</li></ul>

# <図表3-7 機能・役割と公園・緑地の例 環境保全、レクリエーション、景観・魅力>

# ントートアイランド現象の緩和効果の高い大排

◇ ヒートアイランド現象の緩和効果の高い大規模な樹林(代々木公園と神宮内苑:渋谷区)



◇ 風の道の形成に寄与する河川沿いの緑 (江戸川公園と神田川:文京区)



◇ 多くの生き物が生息する、丘陵地の谷戸田 (野山北・六道山公園:武蔵村山市、瑞穂町)



◇ 湧水と崖線の緑を一体として保全している 公園(ママ下湧水公園:国立市)

# レクリエーション

環

境

保

全



◇スポーツを楽しむ場 (赤羽ふれあい公園: 北区)





◇都内各地から多くの人が訪れる 公園(葛西臨海公園:江戸川区)

◇東京では数少ない、海とふれあえる公園 (大森ふるさとの浜辺公園:大田区)

景観・魅力



◇和洋の文化の対比が特徴的な庭園 (旧岩崎邸公園:文京区、台東区)



◇湧水や池を生かした地域のシンボルと なっている公園(洗足小池公園:大田区)



◇地域の景観を特色付ける、市街地に残るまと まりのある樹林地(西恋ヶ窪緑地:国分寺市)

# (2)ネットワークの形成から見た重点化の視点

山地から丘陵地、崖線、河川、水辺など東京全体からみて骨格となる水と緑や、身近な地域における水と緑のネットワークを形成する上で重要な緑の保全、創出について、以下の重点化の視点を踏まえて評価しました(図表3-8)。

# < 図表3-8 ネットワークの形成から見た重点化の視点>

- 「緑確保の総合的な方針」において、東京の緑の骨格として示されている山地、丘陵地、崖線、 河川及び上水沿いの緑の保全
- 臨海部において海辺や運河と一体となって水と緑のネットワークを形成する緑の創出
- 幹線道路沿い及び環境軸推進地区\*における緑やオープンスペースの創出
- 区市町の緑の基本計画\*等において水と緑のネットワークの形成上重要な位置付けのある、既存の緑の保全や新たな緑の創出

# <図表3-9 ネットワークの形成に効果的な公園・緑地の例>



◇東京の緑の骨格となる丘陵地(小山内裏公 園:八王子市、町田市)



◇河川沿いの緑と公園の緑が一体化した、水と 緑のネットワーク(野川と野川公園:三鷹市、 調布市、小金井市)

# 2 重点化を図るべき公園・緑地

機能と役割及びネットワークの形成の観点から評価、選定した、今後重点化を図るべき公園・緑地の全体とその特徴は以下のとおりです。

また、次ページより東京都、区、市・町事業別の一覧を掲載します。

<図表3-10 「重点化を図るべき公園・緑地」総括表>

事業主体	選定箇所数
東京都	57か所
特別区	89か所
市・町	63か所
全体	209か所

<図表3-11 重点化の視点と代表的な公園・緑地>

重点化の視点		代表的な公園・緑地
防災	都事業:	和田堀公園、高井戸公園、上板橋公園(城北中央公園)、練馬城址公園、篠崎公園、神代公園(神代植物公園)
	区市町事業:	南中野公園(中野区)、宮前公園(荒川区)、 中村中央公園(練馬区)、新宿六丁目公園(葛 飾区)、新川防災公園(三鷹市)
環境保全、レクリエーション、	都事業:	中藤公園、観音寺森緑地、大戸緑地
景観・魅力	区市町事業:	成城みつ池緑地(世田谷区)、川越道緑地(立川市)、三輪緑地(町田市)

# ◆東京都事業「重点化を図るべき公園・緑地」一覧・・・57か所

所在区市町	公園・緑地名称	種別
	芝公園	総合公園
港区	青山公園	総合公園
港区・新宿区・	明治公園	総合公園
渋谷区	73/026	11101 - 22 22
新宿区	戸山公園	総合公園
文京区	後楽園公園	総合公園
7.5.E	(小石川後楽園)	11101 - 22 22
文京区・台東区	旧岩崎邸公園	特殊公園
	(旧岩崎邸庭園)	15/11/20
台東区	上野公園	特殊公園
江東区	亀戸中央公園	総合公園
江東区	猿江公園	運動公園
江東区	清澄公園	特殊公園
	(清澄庭園)	13/11/2
品川区・目黒区	目黒公園	総合公園
	(林試の森公園)	11012212
世田谷区	祖師ヶ谷公園	総合公園
	(祖師谷公園)	, , ,
世田谷区	芦花公園	風致公園
	(蘆花恒春園)	
世田谷区	砧公園	広域公園
杉並区	和田堀公園	総合公園
杉並区	高井戸公園	運動公園
杉並区	善福寺公園	風致公園
杉並区	善福寺川緑地	緑地
杉並区・三鷹市	玉川上水緑地	緑地
	(玉川上水緑道)	
北区・板橋区	浮間公園	総合公園
荒川区	尾久の原公園	運動公園
板橋区・練馬区	上板橋公園	運動公園
	(城北中央公園)	
板橋区	赤塚公園	風致公園
練馬区	練馬城址公園	総合公園
練馬区	石神井公園	風致公園
足立区	舎人公園	総合公園
足立区	中川公園	運動公園
葛飾区	水元公園	広域公園
江戸川区	篠崎公園	広域公園
江戸川区	宇喜田公園	運動公園

所在区市町	公園・緑地名称	種別
	滝山公園	総合公園
八王子市	小宮公園	総合公園
八王子市	平山城址公園	総合公園
八王子市	陵南公園	運動公園
八王子市	多摩丘陵北部緑地	緑地
, (== 5 · 1	(長沼公園)	1.3.
武蔵村山市・瑞穂町	野山北・六道山公園	広域公園
武蔵村山市	中藤公園	広域公園
武蔵村山市	観音寺森緑地	緑地
東大和市	東大和緑地	緑地
	(東大和公園)	4.5. 20
東大和市	東大和芋窪緑地	緑地
武蔵野市・三鷹市	井の頭公園	特殊公園
	(井の頭恩賜公園)	157112
武蔵野市・小金井市		広域公園
・小平市・西東京市	3 m/1 m	
三鷹市・調布市・	野川公園	広域公園
小金井市		
府中市	府中の森公園	総合公園
府中市・小金井市	武蔵野公園	風致公園
府中市	浅間山公園	風致公園
調布市	神代公園	特殊公園
	(神代植物公園)	
町田市	小山田緑地	緑地
町田市	大戸緑地	緑地
日野市	七生公園	特殊公園
	(多摩動物公園)	
東久留米市	六仙公園	総合公園
東村山市	八国山緑地	緑地
西東京市	東伏見公園	総合公園
稲城市	小田良谷戸公園	総合公園
稲城市	清水谷戸緑地	緑地
多摩市・稲城市	桜ヶ丘公園	広域公園
あきる野市	秋留台公園	運動公園

<sup>◇( )</sup>内は、主たる開園名称

# ◆特別区事業「重点化を図るべき公園・緑地」一覧・・・89か所

所在区市町	公園・緑地名称	種別
港区	芝浦公園	街区公園
港区	三田台公園	近隣公園
	(亀塚公園、三田台公園)	
港区	有栖川宮記念公園	風致公園
新宿区	おとめ山自然園公園	風致公園
	(おとめ山公園)	
文京区	水道端公園	近隣公園
文京区	豊島ヶ岡公園	総合公園
文京区	江戸川公園	風致公園
台東区	隅田川公園	風致公園
墨田区	隅田川公園	風致公園
江東区	大島公園	街区公園
江東区	蛤橋公園	街区公園
江東区	新大島公園	街区公園
江東区	深川公園	近隣公園
江東区	洲崎弁天公園	近隣公園
江東区	平久町公園	近隣公園
江東区	北亀戸公園	近隣公園
江東区	南砂町公園	近隣公園
江東区	豊住公園	近隣公園
江東区	大島九丁目公園	近隣公園
江東区	城東公園	運動公園
品川区	大崎西口公園	街区公園
品川区	戸越公園	近隣公園
品川区	小山台公園	近隣公園
目黒区	大塚山公園	街区公園
目黒区	中根公園	街区公園
目黒区	大岡山公園	近隣公園
目黒区	東山三丁月公園	近隣公園
大田区	東蒲田公園	街区公園
大田区	多摩川台公園	地区公園
大田区	洗足公園	総合公園
八山区	(洗足池公園)	
大田区	丸子多摩川公園	運動公園
八山区	(田園調布せせらぎ公園)	<b>建</b>
大田区	中央五丁目緑地	緑地
大田区	南馬込二丁目緑地	緑地
世田谷区	上用賀公園	近隣公園
世田谷区		地区公園
世田谷区	二子玉川公園   等々力渓谷公園	風致公園
世田谷区		
世田谷区	瀬田農業公園 次大夫堀緑地	特殊公園 緑地
巴田谷区	(次大夫堀公園)	水水工品
世田谷区	成城みつ池緑地	緑地
世田谷区	赤堤二丁目緑地	緑地
世田谷区	狐塚古墳緑地	緑地
	(尾山台クラブ広場)	1,5.26
中野区	南中野公園	近隣公園
中野区	本町五丁目公園	近隣公園
中野区	中野公園	地区公園
C되C	(平和の森公園)	心心丛图
	(十四リネスムビノ	

所在区市町	公園・緑地名称	種別
杉並区	高円寺北第二公園	街区公園
杉並区	和田一丁目公園	街区公園
杉並区	妙正寺公園	近隣公園
杉並区	神田川第二緑地	緑地
杉並区	神田川緑地	緑地
豊島区	池袋公園	街区公園
	(池袋本町公園)	
北区	袋町公園	近隣公園
北区	下十条公園	近隣公園
北区	新堀船公園	近隣公園
北区	飛鳥山公園	風致公園
北区	名主の滝公園	特殊公園
北区	荒川緑地	緑地
北区	神谷堀緑地	緑地
荒川区	宮前公園	近隣公園
板橋区	小豆沢公園	運動公園
板橋区	荒川緑地	緑地
練馬区	大泉町公園	街区公園
	(大泉橋戸公園)	
練馬区	三原台第二公園	街区公園
**************************************	(三原台ののはな公園)	
練馬区	上井草公園	近隣公園
練馬区	高稲荷公園	近隣公園
練馬区	北大泉公園	近隣公園
NAKAGE:	(大泉町もみじやま公園)	2074265
練馬区	大泉井頭公園	近隣公園
練馬区	武蔵関公園	近隣公園
練馬区	大泉学園町北公園	近隣公園
10 K / 10 E	(大泉学園町希望が丘公園)	20,726
練馬区	中村中央公園	近隣公園
練馬区	稲荷山公園	総合公園
練馬区	貫井憩いの森緑地	緑地
練馬区	羽沢緑地	緑地
練馬区	中里郷土の森緑地	緑地
足立区	西新井公園	運動公園
葛飾区	青戸六丁目公園	街区公園
葛飾区	青戸七丁目公園	街区公園
葛飾区	新宿六丁目公園	総合公園
江戸川区	瑞江公園	街区公園
江戸川区	葛西3号公園	街区公園
江戸川区	篠崎二丁目公園	街区公園
江戸川区	篠崎一丁目公園	街区公園
江戸川区	篠崎二丁目第三公園	街区公園
江戸川区	葛西11号公園	街区公園
江戸川区	大杉三丁目公園	街区公園
江戸川区	南小岩五丁目公園	街区公園
江戸川区	大杉四丁目公園	街区公園
江戸川区	左近川公園	総合公園
ᄺᄼᄱᅝ		きロム図
TEIIIG	(新左近川親水公園) 	经表出
江戸川区	江戸川緑地	緑地
江戸川区	一之江境川緑地	緑地
	(一之江境川親水公園) カは、さたる関周タ称	

◇( )内は、主たる開園名称

# ◆市町事業「重点化を図るべき公園・緑地」一覧・・・63か所

所在区市町	公園・緑地名称	種別
 八王子市	   石川東公園	近隣公園
八王子市	七国公園	近隣公園
八王子市	富士森公園	運動公園
八王子市	片倉城跡公園	風致公園
八王子市	ひよどり緑地	緑地
立川市	砂川公園	近隣公園
立川市	富士見公園	総合公園
立川市	立川公園	総合公園
立川市	川越道緑地	緑地
東大和市	東大和狭山緑地	緑地
武蔵村山市	野山北・六道山公園	広域公園
	(総合運動公園)	
武蔵野市	はなもみじ公園	街区公園
武蔵野市	境公園	総合公園
武蔵野市	吉祥寺北緑地	緑地
三鷹市	北野公園	街区公園
三鷹市	野崎三丁目公園	街区公園
三鷹市	井の頭二丁目公園	街区公園
三鷹市	新川丸池公園	近隣公園
三鷹市	大沢の里公園	近隣公園
三鷹市	新川防災公園	総合公園
府中市	二ケ村緑地	緑地
	(二ケ村緑道)	
青梅市	吹上しょうぶ公園	特殊公園
青梅市	釜の淵緑地	緑地
狛江市	寺前第一公園	街区公園
狛江市	第三耕地公園	街区公園
町田市	薬師池西公園	風致公園
町田市	三輪緑地	緑地
町田市	能ヶ谷緑地	緑地
小金井市	小長久保公園	街区公園
小金井市	貫井けやき公園	街区公園

所在区市町	公園・緑地名称	種別
日野市	林間公園	近隣公園
日野市	豊田第1公園	近隣公園
日野市	万願寺上公園	近隣公園
日野市	西平山公園	近隣公園
日野市	仲田公園	地区公園
日野市	七ッ塚公園	総合公園
日野市	北川原公園	総合公園
日野市	日野緑地	緑地
小平市	小川町区画整理記念公園	街区公園
国分寺市	国分寺緑地	緑地
国分寺市	西恋ヶ窪緑地	緑地
国分寺市	姿見の池緑地	緑地
東村山市	北山公園	総合公園
東村山市	せせらぎの郷多摩湖緑地	緑地
国立市	西公園	近隣公園
国立市	城山公園	近隣公園
国立市	矢川上公園	運動公園
羽村市	介山記念館公園	街区公園
羽村市	多摩川緑地	緑地
羽村市	稲荷緑地	緑地
羽村市	加美緑地	緑地
瑞穂町	稲荷ケ丘公園	街区公園
瑞穂町	一本榎公園	街区公園
多摩市	とりで公園	街区公園
稲城市	吉方公園	街区公園
稲城市	矢野口公園	街区公園
稲城市	円覚寺公園	街区公園
稲城市	矢野□第1公園	街区公園
稲城市	矢野□第2公園	街区公園
稲城市	矢野□第3公園	街区公園
稲城市	矢野□第4公園	街区公園
稲城市	奥畑谷戸公園	地区公園
稲城市	坂浜上谷戸緑地	緑地

# 第3 重点化した公園・緑地における優先整備区域の設定

# 1 区域設定の評価基準

今後、計画的に事業を進める優先整備区域は、重点化を図るべき公園・緑地において、以下に示す「区域の重要性」と「整備効果」の面から総合的に評価して設定しています。

# (1)区域の重要性に関する評価

公園・緑地の機能や役割とネットワークの形成に関する「防災」、「環境保全」、「レクリエーション」、「景観、魅力」、「水と緑のネットワークの形成」の面から評価しました。

<図表3-12 区域の重要性に関する評価項目>

項目	細項目
防災	<ul> <li>○避難場所や一時集合場所*としての確保、区域拡大が必要な区域</li> <li>○大規模救出救助活動拠点が指定されている公園等において、救援活動等に必要な区域や、外部からのアクセスの確保上必要な区域</li> <li>○延焼遮断帯*や避難路として効果の高い帯状の区域</li> <li>○集中豪雨の際に浸水の危険が予想される区域</li> <li>○高規格堤防*整備事業などの水害予防対策との連携が期待できる区域</li> <li>○丘陵地において、土砂崩れなどの災害防止にも寄与する区域</li> </ul>
環境保全	<ul> <li>○市街地における、緑の保全あるいは創出によりヒートアイランド現象の緩和に資する区域</li> <li>○樹林地・貴重な植物の自生地、湧水・池など、自然資源としての価値が高く、保全を図るべき区域</li> <li>○地域の貴重な緑のオープンスペースの中核として期待される区域</li> <li>○開発の可能性が高い地域などで、自然環境の保全がより求められている区域</li> <li>○市街地における、河川や崖線沿いなどの「風の道」の形成に資する区域</li> </ul>
ション	<ul><li>○公園・緑地又は誰もが利用できるオープンスペースや運動場等のレクリエーションの場が不足している区域</li><li>○運動施設や管理棟など重要な施設が予定されており、特に整備が必要な区域</li></ul>
魅観	<ul><li>○文化財、湧水、巨木・名木など、文化・歴史資源又は自然資源として価値があり、東京や地域の重要なシンボルとなっている区域</li><li>○上記の区域を保全する上で重要な区域</li></ul>
ワークの形成水と緑のネット	<ul><li>○ 丘陵地や崖線の緑、河川沿いの公園・緑地のうち、緑の連続性を確保する上で特に重要な区域</li><li>○ 幹線道路沿いや環境軸推進地区における公園・緑地の区域</li><li>○ 緑の基本計画等により、緑の拠点や軸として位置付けられている区域</li></ul>

# (2)整備効果に関する評価

これまでの整備、開園状況とともに、既に取得した用地の状況や今後対象となる用地の敷地規模や用地取得に係る地権者等を勘案して評価しました。

<図表3-13 整備効果に関する評価項目>

項目	細項目
早期に整備効果を高めることができる	<ul><li>○ 既に開園している区域や事業認可*済みの区域に隣接した区域</li><li>○ 公園・緑地へのアクセス部分を整備することにより、公園・緑地としての機能が大幅に向上する区域</li><li>○ 点在する民有地を取得することで区域全体がつながる区域</li></ul>
公有地を効果的に活用できる	<ul><li>○ 整備効果が高い一定規模の先行取得地*が確保されている区域</li><li>○ 点在している先行取得用地を核に、周辺の用地取得を進めることで一体となった用地が確保できる区域</li></ul>
速やかにまとまっ た規模の用地を確 保できる	<ul><li>○ 地権者が少ない一団のまとまりのある区域</li><li>○ 工場移転跡地などの低未利用地が存する区域</li></ul>
他事業等との連携 により一体的な整 備ができる	<ul><li>○他の都市計画事業や、土地区画整理事業などの市街地開発事業*等と一体的に整備が図ることができる区域</li><li>○周辺に大規模な開発計画があり、その事業と連携することにより整備の促進が図れる区域</li></ul>
地元関係者の協力が得ることができる	<ul> <li>○周辺住民の事業への期待が高く、整備後には住民による管理 運営などが想定できる区域</li> <li>○地権者が事業に対して理解のある区域</li> <li>○地域のまちづくりへの波及効果が期待できる区域</li> <li>○近い将来に開発等の土地利用転換が想定される区域</li> <li>○地域における文化・歴史資源又は自然資源として地域の愛着の高い区域</li> </ul>

# 2 今後優先的に整備する公園・緑地の区域

# (1) 重点公園・緑地及び優先整備区域

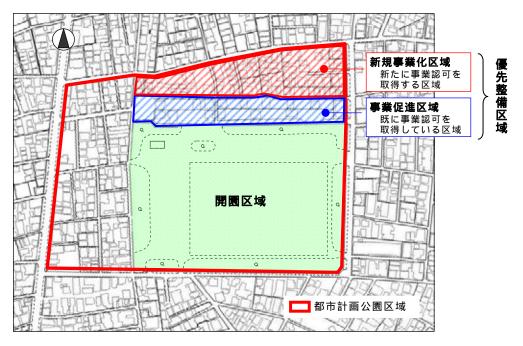
平成 32 (2020) 年度までに優先的に事業を進める予定の「重点公園・緑地」及び「優先整備区域」の全体数は図表 3-14 の通りです。また、28 ページより、東京都、特別区、市・町事業の一覧と重点公園・緑地の位置、今回の整備方針が目指す防災の視点を重視した水と緑のネットワークの全体像を示します。

なお、優先整備区域は、新たに事業認可を取得する「新規事業化区域」と、既に 事業認可を取得している「事業促進区域」から構成されます(図表 3-15)。

事業主体	「重点公園・緑地」 選定箇所数	「優先整備区域」 設定面積
東京都	42か所	282ha
特別区	56か所	54ha
市・町	56か所	97ha
全体	154か所	433ha

<図表3-14 「重点公園・緑地」「優先整備区域」>





# (2)今回設定した優先整備区域の特徴と整備効果

① 防災に資する公園・緑地

#### <震災対策>

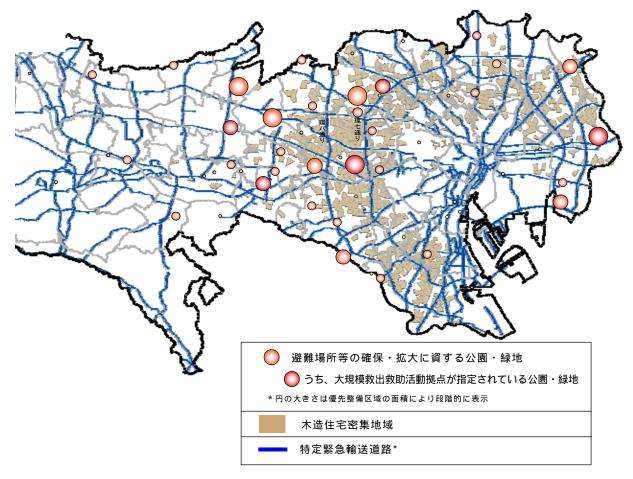
今回の優先整備区域の設定にあっては、木造住宅密集地域とその周辺における 避難場所の確保・拡大と、大規模救出救助活動拠点が指定されている環状7号線 周辺等の公園・緑地の拡大を最優先に取り組むこととしました。

具体的には、和田堀公園、上板橋公園、篠崎公園等の拡大について集中的に取り組むとともに、大規模敷地であって、今後とも避難場所としての機能を維持していく必要がある練馬城址公園、高井戸公園について新規に事業化を図ります。あわせて、南中野公園、新川防災公園等地域の防災拠点となる公園・緑地の整備を推進します。

今回設定した優先整備区域のうち、こうした避難場所等の確保・拡大に資する公園・緑地(※) は区部において 36 か所、約 108 ヘクタール、多摩部において 19 か所、約 68 ヘクタールです。区部においては、現在の避難計画人口に換算した場合、約 22 万人分の避難場所が確保できると見込まれます。

※ 避難場所等の確保・拡大に資する公園・緑地には、既に東京都震災対策条例や自治体の地域防災計画等によって避難場所等に指定されている区域及びその隣接地とともに、将来開園された場合には避難場所等として位置付けることを予定している、又は見込まれる公園・緑地を含んでいます。

<図表3-16 避難場所等の確保・拡大に資する優先整備区域を含む公園・緑地>



# <都市型水害等の軽減>

近年の集中豪雨による都市型水害等を踏まえ、東京都豪雨対策基本方針に定める対策促進流域における公園・緑地の整備を進めます。この流域において、今回設定した優先整備区域が整備されることで、25mプール約240杯分(約76,000立方メートル)の雨水を貯留浸透させることができると見込まれます。

また、洪水調節池等の整備との連携を図るなど、より有効に都市型水害等の軽減に寄与する公園・緑地の整備を進めていきます。

その他、水害時の避難地の確保に資する公園・緑地の整備にも取り組んでいきます。

< 図表3-17 東京都豪雨対策基本方針に定める対策促進流域に優先整備区域を 有する公園・緑地 >



# ② 環境保全に資する公園・緑地

「2020年の東京」計画が目指す「水と緑の回廊」の形成に資するため、東京 全体の緑の骨格である丘陵地、崖線、河川沿いの緑の保全・創出を進めます。

今回設定する優先整備区域において保全する樹林地面積は約 185 ヘクタールであり、これは日比谷公園約11個分に相当します。

# ③ 生活の基盤としての公園・緑地

今回設定する優先整備区域が整備、開園した場合の利用効果としては、大規模な公園緑地(約362ヘクタール)の年間利用者数は約1,150万人、身近な場所にある公園・緑地(約71ヘクタール)への利便性が高まる都民の数は約49万人増加すると見込まれます。

# (3)優先整備区域の拡大等

この整備方針の計画期間において、都市計画決定区域の事業化とともに、新たに都市計画として定める公園・緑地の事業化を計画的に進めていくため、「緑確保の総合的な方針」において位置付けられた公園・緑地等が都市計画決定された場合には、当該区域を優先整備区域として拡大することとします。

また、優先整備区域以外の区域についても、以下の場合にはできるだけ早期に事業化に取り組んでいくこととします。

- ・ 概成している公園・緑地において、僅かに残る区域の事業化が必要となった場合
- 大規模用地や既に開園している区域に隣接する土地等で、整備効果が高く、地権 者の協力が得られるなど早期に事業化する必要が生じた場合
- ・ 買取り申出が出された生産緑地\*について、当該地を確保する必要性が高い場合
- ・ 事業化計画策定後に、新規に都市計画決定(変更)した区域について、早期に事業化する必要がある場合
- ・ まちづくりと一体となって公園・緑地を事業化する場合 等

# ◆東京都事業 「重点公園・緑地」、「優先整備区域」一覧

は避難場所等となる公園・緑地を示す。

	重点公園・緑地			優先整備区域	; 	
No.	<b>名</b> 称	合計面積	事業促進区	.域	新規事業化図	区域
	(主な開園名称)	(m <sup>2</sup> )	区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)
1	芝公園	1,200	港区芝公園四丁目	700	港区芝公園四丁目	500
2	戸山公園	6,000	新宿区戸山三丁目	6,000		
3	旧岩崎邸公園 (旧岩崎邸庭園)	2,500	台東区池之端一丁目、 文京区湯島四丁目	2,500		
4	<b>亀戸中央公園</b>	3,600			江東区亀戸九丁目	3,600
5	清澄公園 (清澄庭園)	3,800	江東区清澄三丁目	3,800		
6	祖師ヶ谷公園 (祖師谷公園)	12,200	世田谷区上祖師谷三· 四丁目、祖師谷五·六 丁目、成城九丁目	7,400	世田谷区上祖師谷三· 四丁目、成城九丁目	4,800
7	和田堀公園	141,600	杉並区大宮一・二丁 目、松ノ木一・二丁 目、堀ノ内一丁目	90,800	杉並区松ノ木―・二丁 目、大宮―・二丁目、 堀ノ内―丁目	50,800
8	高井戸公園	125,800			杉並区久我山二丁目地 内	125,800
9	善福寺公園	2,400	杉並区善福寺二・三丁 目	2,400		
10	善福寺川緑地	4,700	杉並区成田西一・三・ 四丁目、成田東二・四 丁目、荻窪一丁目	4,700		
11	玉川上水緑地	32,800			杉並区久我山一・二・ 三丁目	32,800
12	浮間公園	2,100	北区浮間二丁目	2,100		
13	上板橋公園 (城北中央公園)	72,200	板橋区桜川一丁目、小 茂根五丁目、練馬区氷 川台一丁目、羽沢三丁 目	22,500	板橋区小茂根五丁目	49,700
14	赤塚公園	7,300	板橋区赤塚四・五丁目	7,300		
15	練馬城址公園	219,000			練馬区春日町一丁目、 向山三丁目	219,000
16	石神井公園	29,000	練馬区石神井台一・二 丁目、石神井町五丁目	8,500	練馬区石神井台二丁 目、石神井町五丁目	20,500
17	舎人公園	32,100	足立区古千谷一・二丁 目、西伊興町、西伊興 ー・二・三丁目、皿沼 三丁目	32,100		
18	水元公園	2,000	葛飾区東金町五・八丁 目	2,000		
19	宇喜田公園	10,500	江戸川区北葛西三丁目	300	江戸川区北葛西三丁 目、宇喜田町	10,200
20	篠崎公園	111,800	江戸川区西篠崎一丁 目、上篠崎四丁目、篠 崎町八丁目	23,000	江戸川区西篠崎一丁 目、上篠崎四丁目、篠 崎町八丁目	88,800
	区部小計	822,600		216,100		606,500

	重点公園・緑地		優先整備区域			
No.	名称	合計面積	事業促進区	域	新規事業化	区域
	(主な開園名称)	(m²)	区域(町丁目まで)	面積(m²)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)
21	小宮公園	5,000	八王子市大谷町、暁町 二丁目	5,000		
	平山城址公園		八王子市堀之内	3,400		
23	陵南公園	2,700			八王子市長房町	2,700
24	野山北・六道山公園	325,300	武五三二瑞田日字日嶺間字の字池・木岸目字、、字狭字士山下、、、中国工工学学学、大山字下、、市目五四字字字狭峰箱字、高、字字字字状峰第字、高、字字字、、字狭字士山下、、、字字字、高、字字、、字狭字士山下、、、字字、、字狭字士山下、、、字次字、、字次字十四、、第字大夕山浅山通、字字、、第字大夕山浅山通、字字、	298,100	武蔵村山市本町五・六丁目、三ツ木五丁目、瑞穂町大字石畑字夕日台、字狭山嶺、大字箱根ヶ崎字浅間谷、大字高根字田ノ入	27,200
25	中藤公園	284,100			武蔵村山市本町四・五 丁目、中央四・五丁 目、中藤二丁目	284,100
26	観音寺森緑地	154,000			武蔵村山市中央三・四 丁目、中藤一・二丁目	154,000
27	東大和緑地 (東大和公園)	40,000	東大和市湖畔三丁目	1,400	東大和市湖畔三丁目、 奈良橋二丁目、高木一 丁目	38,600
28	小金井公園	54,900	武蔵野市桜堤三丁目、 小金井市関野町一・二 丁目、西東京市向台町 六丁目	54,900		
29	井の頭公園 (井の頭恩賜公園)	45,200	三鷹市下連雀一丁目	41,600	井の頭三丁目	3,600
	野川公園	1,400	三鷹市大沢二丁目	1,400		
31	府中の森公園	300	府中市天神町二丁目	300		
32	武蔵野公園	49,700	府中市多磨町二丁目、 小金井市前原町二丁 目、中町一丁目、東町 五丁目	40,800	小金井市前原町二丁 目、中町一丁目、東町 五丁目	8,900
33	浅間山公園	3,800	府中市若松町五丁目	3,800		
34	神代公園 (神代植物公園)	114,700	調布市深大寺元町五丁 目、深大寺北町二丁 目、深大寺南町四・五 丁目	76,600	調布市深大寺北町二丁目	38,100
35	小山田緑地	121,000	町田市上小山田町字八号、下小山田町字大久保、字をでは、字をでは、字をでは、字をでは、字をでは、字をでは、字をでは、字をでは	121,000		

	重点公園・緑地		優先整備区域				
No.	_ ;	合計面積	事業促進区	域	新規事業化区域		
	(主な開園名称)	(m²)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)	
36	大戸緑地	482,600	町田市相原町字丑田、 字大地沢、字大戸、字 段木入	42,300	町田市相原町字丑田、 字大戸、字段木入、字 細豊、字大北	440,300	
37	七生公園 (多摩動物公園)	1,000	日野市程久保六丁目	1,000			
38	六仙公園	126,300	東久留米市中央町三丁目	42,700	東久留米市中央町三丁目	83,600	
39	八国山緑地	18,600	東村山市諏訪町二・三 丁目、多摩湖町四丁目	18,600			
40	東伏見公園	129,600	西東京市東伏見一丁目	38,500	西東京市東伏見一丁 目、柳沢一丁目	91,100	
41	桜ヶ丘公園	30,000	多摩市連光寺三・五丁 目	22,900	多摩市連光寺三・五丁 目	7,100	
42	秋留台公園	3,800	あきる野市二宮	3,800			
	市町部小計	1,997,400		818,100		1,179,300	
	東京都事業計	2,820,000	_	1,034,200	_	1,785,800	

<sup>※</sup> 一覧表の優先整備区域の箇所として記載のある町丁目のうち、実際の優先整備区域はその一部の区域の場合がありますので、

<sup>※</sup> 一覧衣の優先発明とほの回がこして記事があるようという。 区域の詳細には図面で御確認ください。 ※ 各公園・緑地の優先整備区域の図面は、東京都、特別区、市・町の各事業主体の窓口及びHP上で御覧いただけます。 東京都都市整備局では、都区市町事業の全ての箇所、区市町の担当窓口では、当該区市町内の箇所の優先整備区域の図面を 御覧いただけます。

# ◆特別区事業 「重点公園・緑地」、「優先整備区域」一覧

は避難場所等となる公園・緑地を示す。

	重点公園・緑地		1			
No.	名称	合計面積	事業促進区:		新規事業化区	 < 域
. 10.	(主な開園名称)		区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)
1	芝浦公園	6,800		шіх (117	港区芝浦一丁目	6,800
2	三田台公園 (亀塚公園、三田台公 園)	,	港区三田四丁目	400	港区三田四丁目	6,800
3	おとめ山自然園公園 (おとめ山公園)	12,400	新宿区下落合二丁目	12,400		
4	隅田川公園	7,700			台東区蔵前二丁目	7,700
5	新大島公園	500	江東区大島七丁目	500		
6	大島九丁目公園	10,000	江東区大島九丁目	10,000		
7	大崎西口公園	1,500	品川区大崎二丁目	1,500		
8	戸越公園	14,800	品川区豊町一・二丁目	14,800		
9	小山台公園	4,900			品川区小山台二丁目	4,900
10	東蒲田公園	2,000			大田区東蒲田一丁目	2,000
11	多摩川台公園	5,800			大田区田園調布一・四 丁目	5,800
12	洗足公園 (洗足池公園)	22,000			大田区南千束一・二丁目	22,000
13	丸子多摩川公園 (田園調布せせらぎ公 園)	18,200	大田区田園調布一丁目	8,800	大田区田園調布一丁目	9,400
14	中央五丁目緑地	11,000	大田区中央五丁目	11,000		
15	南馬込二丁目緑地	1,400	大田区南馬込二丁目	1,400		
16	上用賀公園	10,000			世田谷区上用賀四丁目	10,000
17	二子玉川公園	62,800	世田谷区上野毛二丁目、玉川一丁目	62,800		
18	等々力渓谷公園	2,000			世田谷区等々カー丁 目、中町一丁目	2,000
19	瀬田農業公園	3,400			世田谷区瀬田五丁目	3,400
20	次大夫堀緑地 (次大夫堀公園)	2,100			世田谷区喜多見五丁目	2,100
21	成城みつ池緑地	18,200			世田谷区成城四丁目	18,200
22	赤堤二丁目緑地	1,900			世田谷区赤堤二丁目	1,900
23	狐塚古墳緑地 (尾山台クラブ広場)	1,100			世田谷区尾山台二丁目	1,100
24	南中野公園	10,000	中野区南台一丁目	10,000		
	本町五丁目公園		中野区本町五丁目	12,000		
26	中野公園 (平和の森公園)	10,300			中野区新井三丁目	10,300
27	高円寺北第二公園	3,600	杉並区高円寺北一丁目	3,600		
	和田一丁目公園		杉並区和田一丁目	2,100		
29	神田川緑地		杉並区久我山三丁目	600		
30	池袋公園 (池袋本町公園)	500			豊島区池袋本町一丁目	500
31	飛鳥山公園	2,300			北区王子一丁目	2,300
32	宮前公園	27,400	荒川区西尾久三丁目、 東尾久八丁目	9,400	荒川区西尾久三丁目、 東尾久五・八丁目	18,000

	重点公園・緑地		1	<b>憂先整備区</b> 均		
No.	<b>名</b> 称	合計面積	事業促進区:	域	新規事業化区	∑域
	(主な開園名称)	(m²)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)
33	大泉町公園 (大泉橋戸公園)	2,100	練馬区大泉町二丁目	2,100		
34	三原台第二公園 (三原台ののはな公 園)	1,000	練馬区三原台二丁目	1,000		
35	北大泉公園 (大泉町もみじやま公 園)	2,800			練馬区大泉町一丁目	2,800
36	大泉井頭公園	14,500			練馬区東大泉七丁目	14,500
37	大泉学園町北公園 (大泉学園町希望が丘 公園)	10,000			練馬区大泉学園町九丁目	10,000
38	中村中央公園	15,000	練馬区中村一丁目	15,000		
39	羽沢緑地	8,800			練馬区羽沢二丁目	8,800
40	中里郷土の森緑地	2,500			練馬区大泉町一丁目	2,500
41	西新井公園	11,500	足立区梅島三丁目	3,900	足立区梅島三丁目	7,600
42	青戸六丁目公園	2,900	葛飾区青戸六丁目	800	葛飾区青戸六丁目	2,100
43	青戸七丁目公園	2,600			葛飾区青戸七丁目	2,600
44	新宿六丁目公園	71,000	葛飾区新宿六丁目	71,000		
45	瑞江公園	500			江戸川区西瑞江三丁目	500
46	葛西3号公園	4,000	江戸川区東葛西六丁目	4,000		
47	篠崎二丁目公園	1,000	江戸川区篠崎町二丁目	1,000		
48	篠崎一丁目公園	1,500	江戸川区篠崎町一丁目	1,500		
49	篠崎二丁目第三公園	1,600	江戸川区篠崎町二丁目	1,600		
50	葛西11号公園	1,400	江戸川区東葛西九丁目	1,400		
51	大杉三丁目公園	1,400	江戸川区大杉三丁目	1,400		
52	南小岩五丁目公園	400			江戸川区南小岩五丁目	400
53	大杉四丁目公園	1,000			江戸川区大杉四丁目	1,000
54	左近川公園 (新左近川親水公園)	65,200			江戸川区臨海町一丁目	65,200
55	江戸川緑地	19,700	江戸川区上篠崎一丁目	12,000	江戸川区北小岩一丁 目、東篠崎二丁目、江 戸川四丁目	7,700
56	一之江境川緑地 (一之江境川親水公 園)	900	江戸川区一之江一丁目	900		
	特別区事業 計	539,800		278,900		260,900

<sup>※</sup> 一覧表の優先整備区域の箇所として記載のある町丁目のうち、実際の優先整備区域はその一部の区域の場合がありますので、 区域の詳細には図面で御確認ください。

<sup>※</sup> 各公園・緑地の優先整備区域の図面は、東京都、特別区、市・町の各事業主体の窓口及びHP上で御覧いただけます。 東京都都市整備局では、都区市町事業の全ての箇所、区市町の担当窓口では、当該区市町内の箇所の優先整備区域の図面を 御覧いただけます。

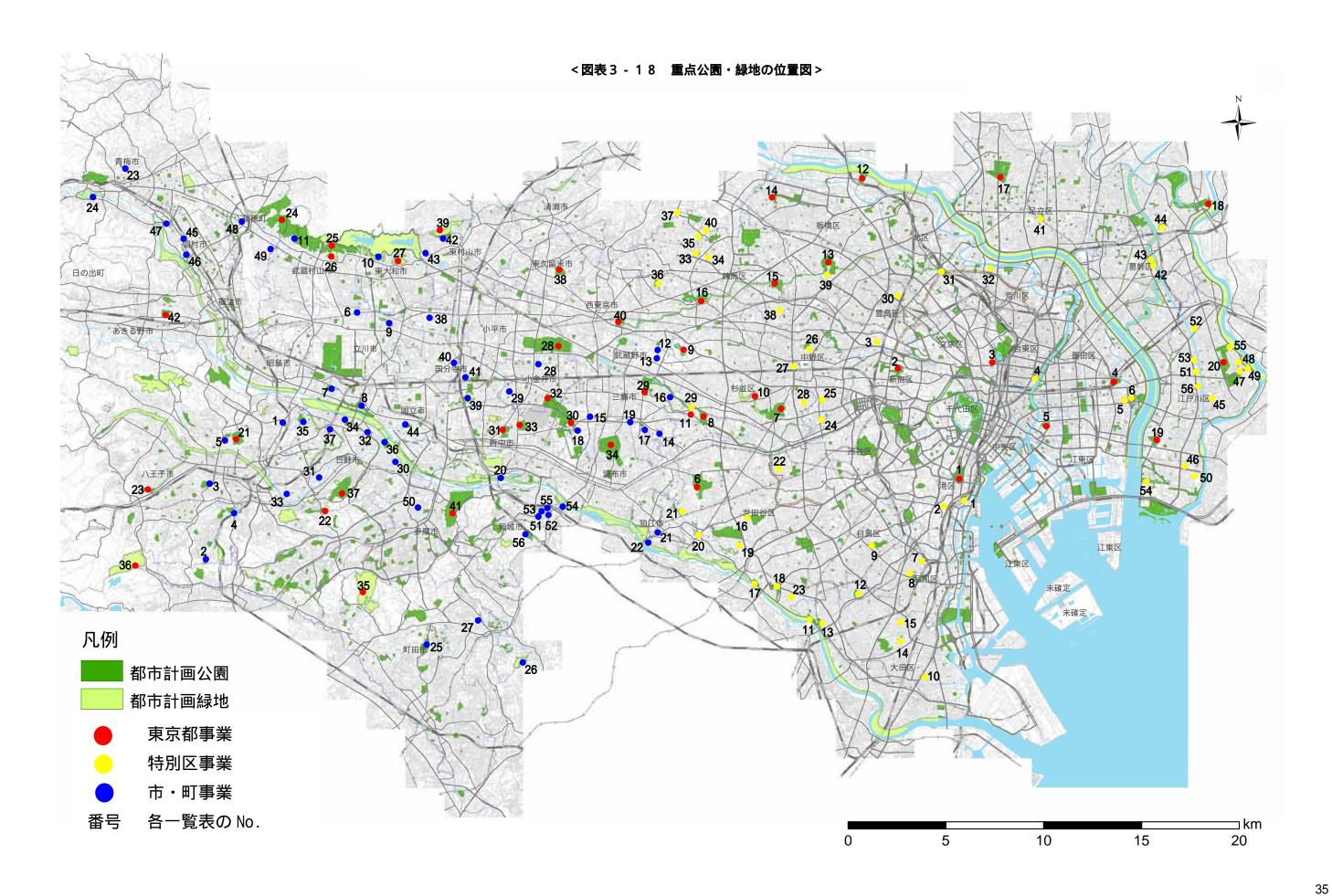
# ◆市町事業 「重点公園・緑地」、「優先整備区域」一覧

は避難場所等となる公園・緑地を示す。

	重点公園・緑地			曼先整備区域		
No.	名称	合計面積	事業促進区		新規事業化区	7域
1 10.	(主な開園名称)	(m²)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)
1	石川東公園	3,000		шіх (117)	八王子市石川町	3,000
2	七国公園	20,700			八王子市七国三丁目	20,700
-	富士森公園		八王子市台町二丁目	5,700	八王子市台町二丁目	3,300
-	片倉城跡公園		八王子市片倉町		八王子市片倉町	10,300
	ひよどり緑地		八王子市暁町二丁目		八王子市暁町二丁目	1,300
-	砂川公園		立川市砂川町七丁目	2,100	,	.,
7	富士見公園		立川市富士見町三丁目	4,600		
8	立川公園	13,200	立川市錦町五・六丁 目、柴崎町四・六丁目	12,400	立川市錦町五丁目	800
9	川越道緑地	19,200			立川市幸町四・五丁目	19,200
10	東大和狭山緑地		東大和市蔵敷一丁目	3,000		
11	野山北・六道山公園 (総合運動公園)	14,000	武蔵村山市三ツ木三・ 四丁目、岸五丁目	13,000	武蔵村山市岸三丁目	1,000
12	はなもみじ公園	1,700	武蔵野市吉祥寺北町二 丁目	1,700		
13	吉祥寺北緑地	1,000			武蔵野市吉祥寺北町一 丁目	1,000
	北野公園	5,000	三鷹市北野三丁目	5,000		
15	野崎三丁目公園	3,300	三鷹市野崎三丁目	3,300		
-	井の頭二丁目公園	900			三鷹市井の頭二丁目	900
17	新川丸池公園	5,500	三鷹市新川五丁目	5,500		
18	大沢の里公園	7,600	三鷹市大沢二・六丁目	7,600		
19	新川防災公園	15,000			三鷹市新川六丁目	15,000
20	二ケ村緑地 (二ケ村緑道)	200			府中市是政五丁目	200
21	寺前第一公園	600			狛江市東和泉一丁目	600
22	第三耕地公園	200			狛江市東和泉四丁目	200
23	吹上しょうぶ公園	10,000			青梅市吹上	10,000
24	釜の淵緑地	800			青梅市駒木町一丁目	800
25	薬師池西公園	86,000	町田市野津田町字峯、 字薬師前、山崎町字七 号	86,000		
26	三輪緑地	203,600	町田市三輪町字九号、 十号、十一号	203,600		
27	能ヶ谷緑地	23,000	町田市能ヶ谷七丁目、 広袴町字六号、鶴川六 丁目	23,000		
28	小長久保公園	3,100	小金井市本町三丁目	100	小金井市本町三丁目	3,000
29	貫井けやき公園	800			小金井市貫井南町四丁目	800
30	林間公園	18,000			日野市大字新井、落川	18,000
31	豊田第1公園	22,000			日野市豊田一・二丁目	22,000
32	万願寺上公園	12,000			日野市大字日野	12,000
33	西平山公園	62,000			日野市西平山三丁目	62,000
34	仲田公園	22,700			日野市日野本町六丁目	22,700
35	七ッ塚公園	65,200			日野市新町五丁目	65,200
36	北川原公園	64,200			日野市石田一丁目、万 願寺二丁目	64,200

	重点公園・緑地			曼先整備区域	Ž	
No.		合計面積	事業促進区	域	新規事業化区	区域
	(主な開園名称)	(m²)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(m²)
	日野緑地	600			日野市大坂上一丁目	600
38	小川町区画整理記念公 園	2,300	小平市小川町一丁目	2,300		
39	国分寺緑地		国分寺市西元町二丁目	38,900		
40	西恋ヶ窪緑地	500	国分寺市西恋ヶ窪三丁 目	500		
41	姿見の池緑地	5,700	国分寺市西恋ヶ窪一丁 目	5,700		
42	北山公園	12,700	東村山市野口町三・四 丁目	4,300	東村山市野口町三・四 丁目	8,400
43	せせらぎの郷多摩湖緑 地	15,400			東村山市多摩湖町二丁目	15,400
44	城山公園	1,700	国立市大字谷保字栗原	300	国立市大字谷保字栗原	1,400
45	介山記念館公園	4,400	羽村市羽東一丁目	4,400		
46	稲荷緑地	19,800	羽村市羽東二・三丁 目、川崎四丁目	19,800		
47	加美緑地	1,800	羽村市羽西一丁目、羽 加美三丁目、小作台四 丁目	1,800		
48	稲荷ケ丘公園	4,900	瑞穂町大字箱根ケ崎字 宿西	4,900		
49	一本榎公園	3,000	瑞穂町大字殿ケ谷字榎 内川添	3,000		
50	とりで公園	4,300	多摩市桜ヶ丘四丁目	4,300		
51	吉方公園	3,700	稲城市大字矢野口字榎 戸	3,700		
52	矢野口公園	3,500	稲城市大字矢野口字榎 戸	3,500		
53	円覚寺公園		稲城市大字矢野口字宿	1,000		
54	矢野口第2公園	1,700	稲城市大字矢野口字中 島	1,700		
55	矢野口第4公園	900	稲城市大字矢野口字中 島	900		
56	奥畑谷戸公園	79,000	稲城市大字百村字十五 号、大字東長沼字九、 十号、大字矢野口字奥 畑、上網	79,000		
	市町事業計	967,700		583,700		384,000

<sup>※</sup> 一覧表の優先整備区域の箇所として記載のある町丁目のうち、実際の優先整備区域はその一部の区域の場合がありますので、 区域の詳細には図面で御確認ください。※ 各公園・緑地の優先整備区域の図面は、東京都、特別区、市・町の各事業主体の窓口及びHP上で御覧いただけます。 東京都市整備目では、都区市町事業の全ての箇所、区市町の担当窓口では、当該区市町内の箇所の優先整備区域の図面を 御覧いただけます。



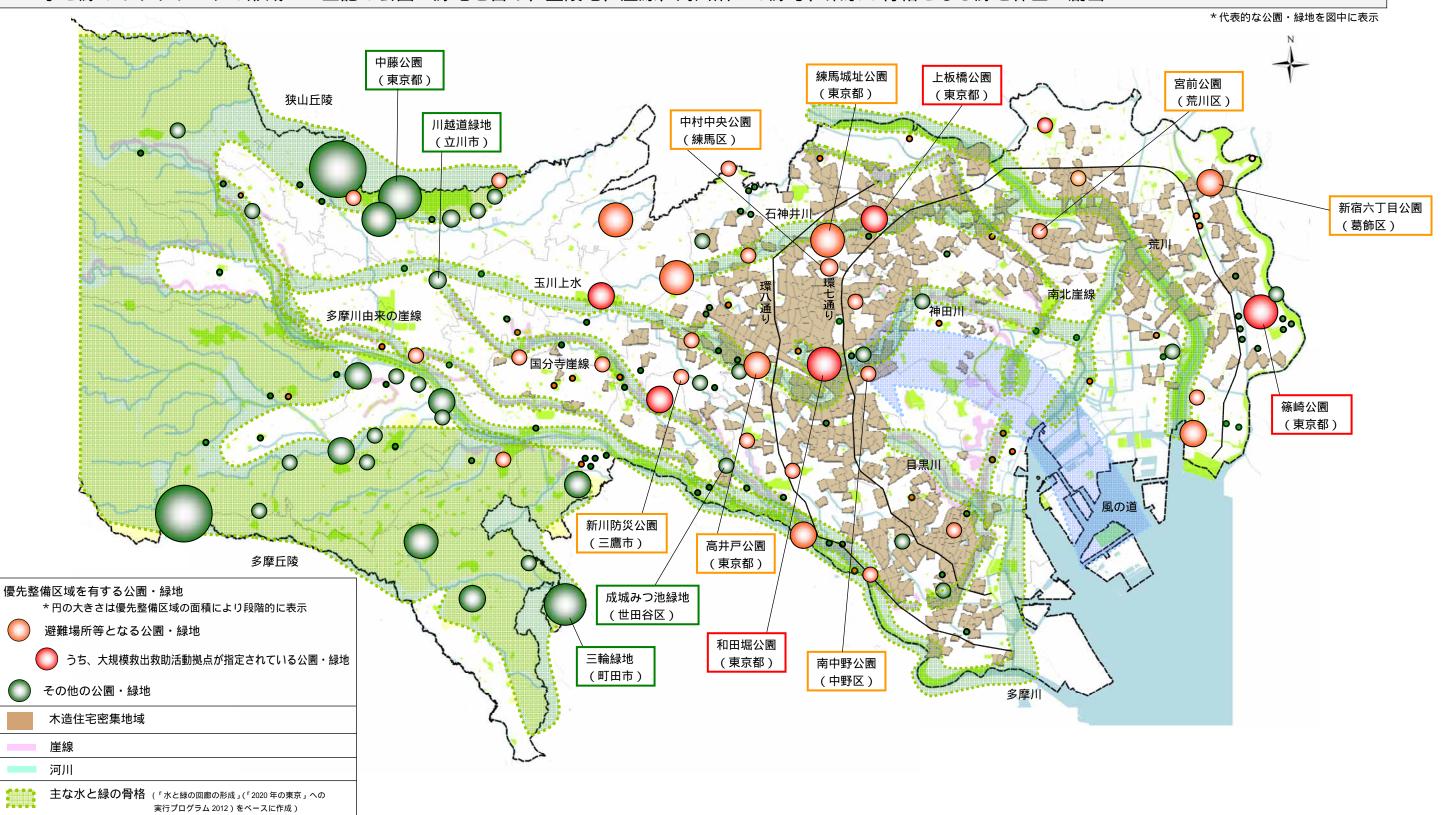
新たな事業化計画(平成23~32年度)の優先整備区域 433ヘクタール

首都東京の防災機能の強化 : 避難場所や防災拠点となる公園・緑地の整備促進・・・176ヘクタール(区部 108ヘクタール、多摩部 68ヘクタール)

大規模救出救助活動拠点が指定されている公園の整備の重点化(41ヘクタール)

新たに練馬城址公園、高井戸公園の整備に着手し避難場所として確保(34ヘクタール)、地域における防災拠点の整備 等

水と緑のネットワークの形成: 上記の公園・緑地を含め、丘陵地、崖線、河川沿いの緑等、東京の骨格となる緑を保全・創出



## 第4 都市計画決定区域における建築制限の緩和

平成 18 年 6 月より、未供用区域の将来の事業化を担保しつつ、区域内地権者の負担軽減や建物更新による防災性向上の観点から、都市計画法第 53 条に係る建築制限を緩和する基準を定め、優先整備区域以外の区域について、木造・鉄骨造等の構造であれば 3 階建てを建築可能としました。(1)

これまでの緩和措置の適用実績は約270件であり、事業化の状況を考慮しながら、 今後もこれを継続して実施していきます。

また、今回の事業化計画の改定により新たに優先整備区域に含まれる区域は、これまで受けていた建築制限の緩和措置がなくなることとなります。(2)

事業化計画の改定と新たな優先整備区域の設定、これらに伴う建築制限の緩和措置 の終了については、地域への十分な周知と説明を行っていきます。

- 1 江戸川区及び日野市では、建築制限の緩和措置を行っていません。
- 2 当該区域についての建築制限緩和措置の終了は、平成24年6月末を予定しています。

< 図表3-20 建築制限の緩和実績>

(平成 23 年 3 月 31 日までの実績:件数)

年度	18	19	20	21	22	合計
区部	37	39	59	4 1	74	250
多摩部	7	7	1	2	5	22
合計	44	46	60	43	79	272

## 第 4 章 多様な主体との連携による整備促進

### 第1 民間事業者による整備

### 1 特許事業による整備促進

民間事業者は、都市計画法に基づき、都道府県知事の認可を受けて都市計画事業、いわゆる「特許事業」を施行することができます。都は平成 8(1996)年に「特許事業取扱方針\*」を定め、芝公園など都心部における都市計画公園・緑地の整備を進めてきました。今後、特許事業による公園・緑地の整備を一層推進するため、対象とする公園の範囲を拡大していきます。

また、これまでに都市計画法 53 条の特例許可\*により設置されている民間施設のうち、公園施設として設置されることが望ましい施設について、当該施設の更新に合わせて特許事業を活用した整備促進を図ります。そのため、一定の条件の下、要件の緩和を検討していきます。

#### <現行「特許事業取扱方針」の主な要件>

対象とする公園:都市の基幹的な公園のうち都心部8区(千代田区、中央区、港区、新宿

区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区)にあるもの

事業地の建ペい率\*:事業面積の100分の20以内 緑 化 基 準:事業面積の100分の50以上

整備できる施設:修景施設、運動施設、教養施設、宿泊施設、遊戯施設 等

### 2 民設公園制度による公園的空間の確保

都は、平成 18(2006)年、将来の事業化に向けた大規模敷地の確保と、公園的空間\*の早期整備を目的とする「民設公園制度\*」を創設しました。

この制度は、公共による事業化までの間、都市計画公園・緑地区域を変更することなく、民間事業者に都市計画法 53 条の特例許可を与えることにより、誰もが利用でき、避難場所等の防災機能を有する公園的空間を整備・公開してもらうものです。平成 21(2009)年 10 月には、初めての民設公園である「萩山四季の森公園」が開設されました。

本制度により整備される建築物と周辺との一体性、都市計画の整合性を確保しながら、公園的空間の拡大に向けて取り組んでいきます。

#### < 民設公園制度の概要 >

- ・ 民間事業者による、敷地の7割以上かつ1ヘクタール以上の公園的空間の整備・管理
- ・ 民間事業者は、継続的な維持管理のため、最低35年分の管理費を一括拠出
- ・ 民間事業者へのインセンティブ\*として、都市計画法53条を特例許可
- ・ 公開される土地については、固定資産税・都市計画税を減免

## <図表4-1 民間事業者による整備例>



特許事業者による整備(芝公園:港区)



第 1 号民設公園 萩山四季の森公園 (萩山公園:東村山市)

## 第2 センター・コア・エリアを対象とする民間都市開発との連携

都心部等においては、民間事業者による大規模なまちづくりが進み、緑とオープンスペースを備えた快適な都市空間が創出される一方、事業化が進まない都市計画公園・緑地の区域では、公園等の未整備状態が続くとともに、都市計画制限により市街地の更新も進んでいません。

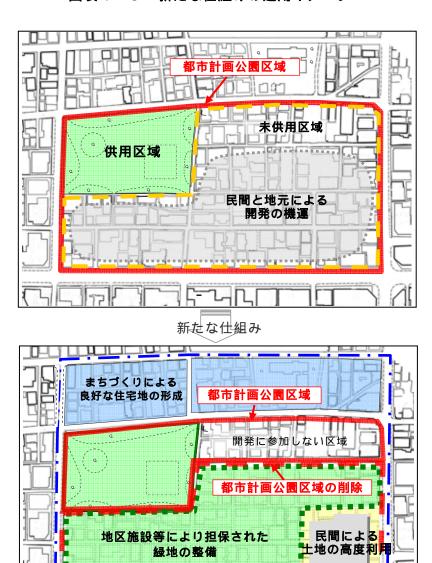
こうした状況を打開するため、都市開発ポテンシャルの高いセンター・コア・エリア\*内の未供用区域を対象に、民間都市開発の機運を捉えた、まちづくりと公園・緑地の整備を両立させる新たな仕組みを創設します。

新たな仕組みでは、行政が、地元と連携してまちづくりの方針を定めた後、未供用 区域の一定規模以上を地区施設\*等の緑地として担保することを条件に、都市計画公園 ・緑地を変更し、民間都市開発と連携したまちづくりの中で緑地を創出していきます。



<図表4-2 都市開発制度を活用するセンター・コア・エリア>

<図表4-3 新たな仕組みの適用イメージ>



緑地の整備

地区計画等まちづくりの区域

### 第3 公民の連携による緑のネットワークの形成

公園・緑地の持つ機能をより効果的に発揮させるためには、水と緑をネットワーク 化させていくことが重要です。

道路等都市施設\*の整備や都市開発諸制度等を活用したまちづくりなど、さまざまな機会を捉えて、今ある緑の保全と新しい緑の創出を進め、公園・緑地の緑と一体となった豊かな緑の空間を形成していきます。

### 1 環境軸の形成

道路や河川、公園・緑地の整備を契機として、その周辺のまちづくりで生まれる緑を組み合わせることにより、厚みと広がりをもった緑の空間を創出することができます。このような「環境軸」の形成を図る上で重要な都市計画公園・緑地の整備を積極的に進めるとともに、「公開空地等のみどりづくり指針」の活用等により、公園・緑地と街路樹の緑、公開空地等との連続性、一体性を誘導していきます。

都は、平成 19(2007)年「環境軸ガイドライン」を策定、平成 20年には5地区を環境軸推進地区に指定し、環境軸の形成を目指しています。

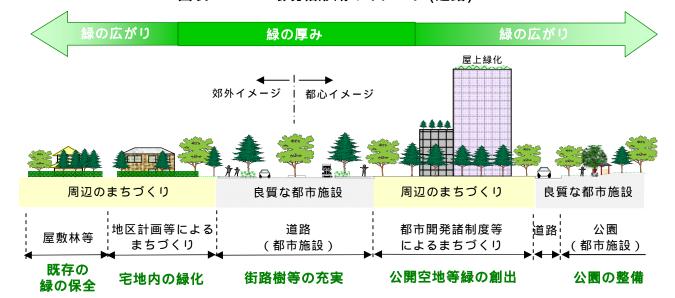
現在、環2・晴海通り地区において、道路、 公園等の都市施設と連携したまちづくりが進め られています。

また、府中所沢線(国分寺地区)、調布保谷線(深大寺地区)、新青梅街道、白子川(練馬地区)の各地区において、都と地元区市町が環境軸の形成に資する都市施設とまちづくりの方策の検討を進めています。



環 2 ・晴海通り地区の都市計画公園 の整備(南桜公園:港区)

### <図表4-4 環境軸形成のイメージ(道路)>



### 2 河川改修等の公共事業に合わせた緑地の整備

河川沿いの公園・緑地は、周辺のまちづくりとの連携を図ることにより、より整備効果が高まります。

そこで、河川改修や河川沿いの住宅団地の建て替え等を行う事業者と協力し、公 共事業で生み出される緑と公園・緑地の連続性を持たせるなど、水と緑のネットワークの充実に取り組みます。

### 【連携・共同事業の例】

河川改修事業との連携の推進

(例:白子川比丘尼橋下流調節池と大泉町公園(大泉橋戸公園)など)

沿川の住宅団地の整備・建て替えとの一体的整備の推進

(例:都営上石神井アパートと石神井川緑地など)

高規格堤防整備事業との連携の推進

(例:水元公園と江戸川高規格堤防事業など)



善福寺川に沿った緑地 (善福寺川緑地:杉並区)



公園と河川による良好な環境 写真左側は、洪水時の調節池流入口 (野方公園、妙正寺川:中野区)

## 3 緑のネットワークの強化

都市全体としての緑を充実させ、連続性を確保していくためには、一の区市町の 範囲を越えて連続する崖線や市街地における大規模な公園等の緑の周辺において、 まちづくりの機会を捉えて積極的に緑を保全、創出し、つなげていくことが効果的 です。

「緑確保の総合的な方針」の中で、公園・緑地と周辺のまちづくりにより保全・ 創出される緑とを関連付ける、戦略的な緑づくりの仕組みを検討していきます。

## 第 5 章 一層の整備促進に向けた今後の取組

### 第1 他の都市施設等との整合性の確保

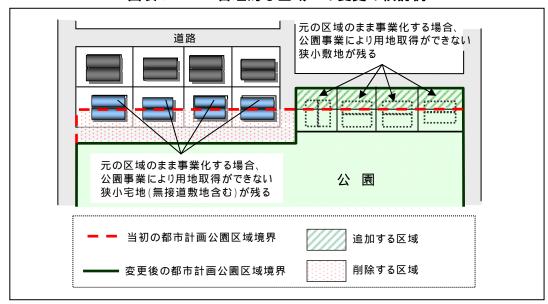
都市計画公園・緑地の中には、都市計画道路等の他の都市施設と重複して決定されている箇所があります。

また、都市計画公園・緑地の区域が道路や河川等の地形地物と一致しておらず、まちづくりや合理的な土地利用の妨げとなっている場合もあります。今後は、こうした状況を解消し、公園・緑地の整備促進を図るため、必要に応じて、合理的かつ柔軟な都市計画変更を進めていきます。

例えば、他の都市施設と重複している箇所について、公園の都市計画変更を行う際には、変更前の公園機能を代替するなどの措置を講じるものとし、その位置や規模等については地域の市街化の状況や公園の充足状況等を総合的に勘案して定めるものとします。

また、都市計画決定後の市街化等により、都市計画公園・緑地の区域境界が地形地物と一致しなくなっており、区域どおりに事業を実施すると、公園や緑地の隣接地に無接道敷地や狭小敷地等が生じてしまう場合があります。このことは用地交渉に支障を来たすだけでなく、わずかに事業化できない区域を残してしまうことにもつながり、地域のまちづくりにとっても問題があります。

このような場合には、事業化の機会等を捉えて、合理的な境界へと都市計画公園・ 緑地の区域を変更していくものとします。その際には、地区計画等のまちづくりの計 画や他の事業との整合、協力等について十分検討、調整を行うものとします。



<図表5-1 合理的な区域への変更の検討例>

### 第2 将来管理者及び事業主体の明確化

都市計画公園・緑地の中には、長期に渡り事業化されず、将来管理者や事業主体も 定まっていないため、事業化計画を策定することができないものがあります。これら の多くは、昭和 32(1957)年に、旧都市計画法(旧法)に基づいて都市計画決定 されて以降、一度も都市計画変更されていないものです。

昭和 44(1969)年に施行された新都市計画法(新法)においては、公園・緑地等の都市計画決定又は変更を行う際に、あらかじめ、当該施設を管理することとなる者(将来管理者)に協議しなければならない旨が定められたため(第 23 条第 6 項)、新法施行後に都市計画決定又は変更が行われたものについては将来管理者、事業主体が定められています。しかし、大正 8(1919)年に施行された旧法には、このような規定がありませんでした。

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 105 号)の成立に伴って、都市計画法の改正が行われることとなり、平成 24 年 4 月から、これまで都道府県にあった 10 ヘクタール以上の都市計画公園・緑地の決定権限は、都又は国が設置するものを除き、区市町村に移譲されることとなりました。

このため、10 ヘクタール以上で将来管理者や事業主体が未定の公園・緑地の取扱いについて、速やかに都と区市町において調整を進めていきます。

### 第3 整備促進に向けた都市計画変更

都市計画公園・緑地の整備促進のためには、都市や地域の将来像の変化を踏まえ、 現在の都市計画の変更や、新たな都市計画の決定が必要な場合があります。

こうした変更を行うに当たっては、東京の都市づくりの一体性に鑑み、その考え方 や進め方に一定のルールを定めることが必要です

今後は、今回の方針で示した地域のまちづくりや他の都市計画と公園整備を両立させる取組の考え方と、前回の整備方針で示した「都市計画公園・緑地の見直しの基本的な考え方」を踏まえ、新たな計画決定を含めた都市計画変更のルールについて、都と区市町が連携して定めていきます。

## 前整備方針で示した「都市計画公園・緑地の見直しの基本的考え方」(要旨)

#### 1 公園の追加及び区域の追加

緑の拠点である公園と道路や河川、崖線等の緑によるネットワークの形成に配慮し、次に該当する区域を、地域に根ざした配置のあり方と土地動向等を考慮して検討

#### レクリエーション空間の充実

- o 歩いていける範囲に公園・緑地が不足している箇所において、幼児から高齢 者まで、様々な年代の人々の利用に供することが望まれるオープンスペース等 都市の防災機能の向上
- o 都市づくり上の課題である防災性の向上に大きな効果を発揮する区域(一定の広がりのある工場移転跡地等)
- o 密集市街地において一時集合場所や避難場所として活用できるオープンスペース
- o 避難路及び延焼遮断帯としても有効である中小河川及びその沿川等の区域 環境保全機能の向上

#### 【都市環境の改善】

- o ヒートアイランド現象の緩和に有効とされる「風の道」を確保するための河 川沿い等の区域
- o 都市内にクールアイランドを形成し、都市の気温上昇を防ぐための既存公園・緑地に隣接する区域
- o 排気ガスなどによる大気汚染の拡大を防ぐため、大気浄化に寄与する緩衝緑 地等

#### 【自然環境の保全】

- o 東京に残された貴重な自然環境の保全を図るために必要な区域
- o 生物多様性の保持に効果的な区域。特に生物の移動空間として重要な河川沿 い等の区域
- o 崖線や丘陵地、里山など東京を特徴づける地形や景観を残す樹林地等の区域

#### 都市景観の向上

- o 都市の風格を高め、既存の自然資源や文化的資源が有効に生かせる区域
- o 「みどりの拠点と軸\*」の形成に寄与し、民有地のみどりや公共的な空地などと一体的に良好な都市景観の形成が期待できる区域

#### 水と緑のネットワークの充実

- o 「みどりの新戦略ガイドライン\*」及び各区市町の「緑の基本計画」等を踏ま えた「みどりの拠点や軸」の拡充につながる区域
- o 特に「みどりの軸」として重要な河川沿いのオープンスペース

#### 2 種別の変更及び区域の削除

#### 種別の変更

公園・緑地の規模や配置・内容などを踏まえ、必要に応じて種別変更を検討 地形地物との整合

地形地物(崖線、池沼、道路、河川、鉄道等)との整合を図るよう検討 他の都市計画との整合

都市計画道路等との重複の解消に向け、まちの将来像や地域の実情などを考慮して検討

#### 地域制緑地(特別緑地保全地区)への指定換え

社寺林などの良好な緑地について、現状凍結的な強い規制がかかる特別緑地保全 地区(都市緑地法)への指定換えを検討

#### 市街地開発事業等による区域変更

市街地開発事業等により総合的なまちづくりが行われる場合で、地域のまちづくりの観点から望ましい場合、計画区域の変更を検討

#### 地域のまちづくりに合わせた変更

周辺地域を含めて良好なみどりのまちづくりの早期実現が可能な区域について、重要性及び効率性の検証などを踏まえ、都市計画区域の変更の可能性を検討

# □ 用語解説

用 語	説明
-----	----

## 〈ア 行〉

新しい都市づ くりのための 都市開発諸制	都市づくりビジョン*で示す地域ごとの将来像などの実現に向け、都市開発諸制度(特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区及び総合設計の4制度)の戦略的な活用を図るための方針。現方針は、平成20年12月
度活用方針	改定
一時集合場所	避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所 又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する公園、学校のグラウンド、社寺境内地などを いう。
インセンティ ブ	広義には人や組織に特定の行動を促す動機づけ、誘因のこと。政策目的を実 現するための誘導策として、規制緩和や補助金、税制など様々な手法がある。
雨水貯留浸透施設	雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制する施設。雨水貯留施設には、公園等の地表面に貯留ものや、建物の地下に貯留するものなどがある。雨水浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチなど、地表や地下に設置した溝や管に砂利や砕石などを充填し、その中へ集めた雨水を通すことで、雨水を地下へ浸透させるものなどがある。
延焼遮断帯	市街地の延焼を阻止するため、道路、河川、公園、鉄道等と、それらの沿線 に建つ不燃化された建築物により形成される帯状の不燃空間
応急給水槽	公園などの地下に設置されている、災害時の給水拠点。水槽の水は配水管と の間を循環しており、常に新鮮な水が確保されている。

## 〈力行〉

(75 157	
崖線(がいせ	長くつながった「がけ状」の地形
<i>h</i> )	
火災危険度	* 地震に関する地域危険度測定調査を参照
風の道	市街地への空気の進入経路を意味する。流入する空気が冷涼な場合、市街地
	の温度上昇の緩和が期待される。
環境軸推進地	環境軸形成の指針となる「環境軸ガイドライン」において、都や地元区市町
区	などが連携して取り組むことが効果的と考えられる地区を、まちづくりの熟度
	や、都市施設の整備の見通しなどを勘案した上で、指定する地区
緊急輸送道路	災害時の緊急輸送に資する、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡す
(特定緊急輸	る幹線的な道路ならびにこれらの道路と知事が指定する拠点(指定拠点)とを
送道路)	連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路。平成 23 年 4 月には、「東京
	における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行するととも
	に、同年6月、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を一刻も早く進めるため、
	特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路を「特定緊急輸送道路」として
	指定した。
景観基本軸	東京の景観づくりを推進する上で、その基軸として重点的に取り組む必要が
	ある二以上の特別区又は市町村にまたがる地域をいう。
景観行政団体	景観法に基づく景観諸施策を実施する団体。景観計画の策定・変更と景観計
	画に基づく行為の規制等を行う。
建ぺい率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合
公園的空間	民設公園制度*における用語で、都市公園に準じた機能を有することを目的と
	し、東京都民設公園事業実施要綱に定める水準の整備と管理が実施され、みど
	りの永続性・公開性・ネットワーク性が担保された空間のこと。

公開空地	広義にはオープンスペースと同様であるが、狭義には都市開発諸制度等を活
	用して事業者が計画する建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に開放され、
	歩行者が自由に通行又は利用することができる部分
公開空地等の	大規模建築物等の建築を行おうとする事業者が、公開空地等の計画立案に必
みどりづくり	要な事項を定めるとともに、事業者が都と協議することにより、公開空地等の
指針	価値の向上に資することを目的とした指針。平成 19 年 7 月施行
高規格堤防	現在の堤防から市街地側におおむね 200~300m(堤防の高さの約 30 倍)
	にわたって盛り土を行った幅の広い堤防のことで、万一、大洪水によって水が
	堤防を越えても水は斜面を緩やかに流れ、破堤による壊滅的な被害から街を守
	ることができる。
洪水調節池	増水した河川の水を一時的に取り込み、下流の流量を減らして水害を軽減す
	る目的で設置される河川管理施設

## 〈サ 行〉

<u> </u>	
災害拠点病院	災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関
市街地開発事	都市計画法第 1 2 条第 1 項各号に掲げる事業。土地区画整理事業や市街地再
業	開発事業などがある。地方公共団体等が、一定の地域について、総合的な計画
	に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開
	発を図ることを目的としている。
事業認可	都市計画公園・緑地などの都市計画施設の整備に関する事業を施行するため
	に、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けることをいう。
地震に関する	東京都震災対策条例第 12 条第 1 項及び同条例施行規則第 5 条に基づき、お
地域危険度測	おむね5年ごとに地震に対する地域の危険度を科学的に測定調査し、都民に公
定調査	表しているもの。最新の調査は、第6回(2008年(平成 20年)であり、地震に
	起因する「建物倒壊危険度(地震動に起因する建物倒壊被害の危険性を測定し
	たもの)」と「火災危険度(地震時に発生する出火による建物の延焼被害の危
	険性を測定したもの)」を町丁目ごとに測定し、これを合わせて総合的に評価
	した「総合危険度」の三つの指標について、市街地の危険性の度合いを5ラン
	クで評価している。
浸透トレンチ	*雨水貯留浸透施設を参照
住区基幹公園	住民の日常の利用に供する比較的小規模な公園の分類のこと。規模の小さい
	ものから街区公園、近隣公園及び地区公園がある。
「10 年後の	平成 18 年 12 月に東京都が、2016 年の東京の姿と、それに向けた政策展
東京」計画	開の方向性を、都市戦略として内外に明らかにしたもの。目標 1 として「水と
	緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」を掲げている。
水源涵養	植物の生育している土壌等が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準
	化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持つこと。
生産緑地(地	市街化区域内の農地について、その緑地機能を評価し、将来にわたる計画的
区)	なまちづくりを推進する観点から都市計画に定められている地域地区*の一種
先行取得地	街路・公園等の都市施設や面整備に必要な用地として、都市計画事業に先行
	して取得した土地
センター・コ	「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」で位置付けられた地域
ア・エリア	で、おおむね首都高速中央環状線の内側の、東京圏の中核となるエリア
総合危険度	*地震に関する地域危険度測定調査を参照

# 〈夕 行〉

大規模救出救	震災時に自衛隊、広域緊急救助隊、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救
助活動拠点	助部隊等のベースキャンプ等として活用するオープンスペース。東京都地域防
	災計画において位置づけられているもので、環状七号線周辺の都立公園などに
	指定されている。

対策促進流域	東京都豪雨対策基本方針において、とりわけ豪雨対策の必要性が高いエリア
	として、浸水被害、降雨状況、流域特性、対策の進捗等に基づいて選定した区
	域。主に神田川流域、渋谷川・古川流域、石神井川流域、目黒川流域、呑川流
	域、野川流域、白子川流域
建物倒壊危険	*地震に関する地域危険度測定調査を参照
度	
地域制緑地	行為制限により緑や風致等を保全する制度のこと。風致地区、特別緑地保全
	地区、生産緑地地区、首都圏近郊緑地保全区域などがある。
地域地区	都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについて
	の必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的
	な土地利用を実現しようとするもの。
地球温暖化	人間活動により温室効果ガス(二酸化炭素、メタン亜酸化窒素、フロンなど
	で現在最も大きな影響を与えているのは二酸化炭素)の大気中の濃度が増加し、
	これにより地球の温度が上昇する。気温の上昇は、海面の上昇のほか、生態系
	や農業、漁業、水質源や大気、健康など人間社会にもさまざまな影響を与える
	とされる。
地区計画	都市計画法に基づき、地区レベルの視点から道路、公園等の配置・規模や建
	築物の用途・形態等について、地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度。
地区施設	地区計画*等の中で定められる施設。主として街区内の居住者等が利用するた
	めの道路、公園、緑地、広場その他の公共空地。
東京都豪雨対	平成 19 年 8 月に都が、時間 50 ミリを超える局所的な集中豪雨に対し、10
策基本方針	年後までに実現すべき目標と、ハード・ソフト両面の取組の方向性を示した基
	本方針。基本方針では、豪雨やそれに伴う水害が頻発している「対策促進エリ
	- ア」を選定し、総合治水対策を重点的に推進していくこととしている。
東京都震災対	地震による災害に関する予防、応急及び復興に係る対策に関し、都民、事業
策条例	者及び東京都の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応
	急及び復興に関する施策の基本的な事項を定める。
東京都地域防	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき東京都防
災計画	
	で構成されており、「震災編」では、震災に強い東京の実現を図ることを目的
	   に、都及び防災機関が行うべき、予防対策、応急・復旧対策及び震災復興の各
	段階に応じた具体的内容を記載している。
特別緑地保全	現状のままの緑を保全することを目的とした、都市緑地法に基づく地域制緑
地区	地の一つ。樹林地、草地、水辺地、岩石地などが良好な自然環境を形成してい
	る土地で、①無秩序な市街化の防止、公害・災害の防止等のための遮断地帯、
	   避難地帯として適切なもの、②神社、寺院等の建造物の遺跡などが一体となっ
	   て、地域において伝統的文化的意義を有するもの、③風致、景観が優れており、
	かつ、地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なものが指定される。
都市開発諸制	公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制
度	   限などの建築規制を緩和することにより、市街地環境の向上に資する都市開発
	の誘導を図る制度で、再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用
	地区及び総合設計がある。
都市型水害	近年、都市部において頻発しているヒートアイランドも関係すると考えられ
	る局地的な集中豪雨等に起因する水害
都市基幹公園	都市住民全般の利用を対象とする比較的大規模な公園の分類のこと。総合公
	園及び運動公園がある。
都市計画法	都市計画法第 53 条は、都市計画施設の区域内における建築制限の規定であ
53 条の特例	る。同法第54条の範囲内の建築物(木造等の構造、2階建て以内、地下室の
許可	ないもの)は法律上許可しなければならないが、これを超えるものを許可する
	一かどうかは許可権者の判断となる(特例許可)。この許可を行うにあたり、許
	一可権者の多くは基準を作成して運用している。
L	

都市施設	都市計画において定められるべき都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる施
	設。都市生活を営む上で必要とされる施設で、①道路などの交通施設、②公園
	などの公共空地、③上下水道などの供給処理施設、④河川などの水路、⑤学校
	などの教育文化施設、⑥病院等、⑦市場、⑧一団地の住宅施設、⑨一団地の官
	公庁施設、⑩流通業務団地などがある。
都市づくりビ	東京が目指すべき都市像を明らかにし、その実現に向かって都民、企業、NPO
ジョン	など多様な主体の参加と連携によって戦略的に都市づくりを進める上での基本
	的な方針を明らかにしたもの。平成 21(2009)年 7月の改定では、環境負荷の
	低減を図り、豊かな緑や美しい景観の創出に一層重点を置き、今後の東京の都
	市づくりの理念を「世界の範となる魅力とにぎわいを備えた環境先進都市東京
	の創造」としている。
特許事業に関	都市計画公園等区域内で民間事業者が都市計画法第 59 条第 4 項の認可を受
する取扱方針	け公園事業を行うに当たって、東京都が平成8年7月に定めた基本方針

## 〈ナ 行〉

「2020 年の	「10 年後の東京」を充実・強化し、平成 23 年 12 月に東京都が、2020
東京」計画	年の東京の姿と、それに向けた政策展開の方向性を、都市戦略として内外に明
	らかにしたもの。目標3として「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を
	復活させる」を掲げている。

## 〈ハ 行〉

ヒートアイラ	都市部にできる局地的な高温域であり、郊外に比べて都市の中心部ほど気温
ンド現象	が高く、等温線の形状が島のように見えるため、ヒートアイランド(熱の島)
	の名がつけられた現象
避難場所	大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するた
	めに必要な面積を有する大きな公園やグラウンド等のオープンスペース。区部
	においては、東京都震災対策条例に基づく避難場所として 189 か所(平成 20
	年2月告示)が指定されている。
避難有効面積	避難場所の総面積から、避難者が利用できない建物や池等を除くとともに、
	避難場所の周辺で発生する火災の影響等を考慮して算出する、実質的に利用可
	能な避難場所の面積
防災船着場	地震等の災害時において建物の崩壊や高架橋の落下により車や鉄道等の陸上
	交通が寸断された場合、陸上交通の代替輸送機関として河川舟運が住民の避難
	や緊急物資の輸送等の機能を有効に果たすための船着場

## 〈マ 行〉

	<del>-</del>		
緑確保の総合	「10年後の東京」計画の目標の一つである「水と緑の回廊で包まれた、美しい		
的な方針	まち東京を復活させる」の実現に向けて、都と区市町村が合同で策定した方針		
	(平成22年5月公表)。特に減少傾向にある東京の民有地の既存の緑を計画		
	的に確保していくことなどを目的に、今後10年間で確保する緑の箇所、面積		
	などを明らかにしている。		
緑の基本計画	区市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策な		
	どを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画		
	的に実施することができる(都市緑地法第4条)。		
みどりの新戦	平成 18 年 1 月、東京都が、東京らしいみどりづくりを誘導する指針として		
略ガイドライ	策定したもの。このガイドラインでは、みどりづくりの目標を、量的な拡大、		
ン	質の向上、ネットワーク形成の観点から定め、その推進に向けて、公共・民間		
	の役割分担や多様な観点からの新たな施策等を示している。		
民設公園制度	都市に必要な基盤である都市計画公園・緑地について、従来の公共による整		
	備に加え、民間の活力を導入することにより、早期に公園的空間として整備及		
	び管理する東京都独自の制度。平成 18 年 6 月に「東京都民設公園事業実施要		
	綱」を施行		

木造住宅密集	老朽化した木造住宅が密集し、公園などのオープンスペースが少なく、道路
地域	が狭いため、防災上、住環境上課題を抱えている地域

## 〈ヤ 行〉

屋敷林	農家などの周りに、防風、防雪、用材の活用等を目的に設置された林		
湧水	地下水が、台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出ているもの。		
遊水機能	公園等の土地が雨水等を地表面に一時的に滞留させて、雨水の流出抑制の効		
	果を発揮させること。		

## 〈ラ 行〉

流出抑制	雨水が河川や下水道に短時間に流出しないようにすること。これにより、下
	流河川等に対する洪水負担が軽減される。
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト

# □ 検討体制

## 「都市計画公園・緑地の整備方針」都区市町合同改定検討委員会

区別		所属		備考
市市初	知事本局	計画調整部	計画調整担当課長	
東京都委員会	都市整備局	都市づくり政策部	都市づくり政策部長	座長(特別区、市町各 委員会も兼ねる)
			土地利用計画課長	
			緑地景観課長	事務局(特別区、市町 各委員会も兼ねる)
		市街地整備部	企画課長	
		市街地建築部	建築企画課長	
	建設局	公園緑地部	公園緑地部長	副座長
			計画課長	
	千代田区		まちづくり推進部長	
特別区 委員会	中央区		土木部長 環境土木部長	H23. 3.31まで H23. 4. 1から
	港区		特定事業担当部長	
	新宿区		みどり土木部長	副座長(H23.8.1 から)
	文京区		土木部長	
	台東区		土木担当部長	副座長(H23.7.31 まで)
	墨田区		都市整備部長	
	江東区		土木部長	
	品川区		都市環境事業部長	
	目黒区		都市整備部長	
	大田区		まちづくり推進部長	
	世田谷区		みどりとみず政策担当 部長	
	渋谷区		土木清掃部長	
	中野区		都市基盤部長	
	杉並区		土木担当部長	
	豊島区		土木部長	
	北区		まちづくり部長	
	荒川区		土木部長	
	板橋区		土木部長	
	練馬区		土木部長	
	足立区		みどりと公園推進室長	
	葛飾区		都市整備部 都市施設担当部長	
	江戸川区		土木部長	

区別	所属		備考
± m-	八王子市	まちなみ整備部長	
市町委員会	立川市	都市整備部長	
女只云	武蔵野市	都市整備部長	
	三鷹市	都市整備部長	
	青梅市	都市整備部長	
	府中市	都市整備部長	
	昭島市	都市整備部長	副座長
	調布市	環境部長	
	町田市	都市づくり部長	
	小金井市	環境部長	
	小平市	都市建設部長	
	日野市	環境共生部長	
	東村山市	都市環境部長	
	国分寺市	都市建設部長	
	国立市	生活環境部長	
	西東京市	みどり環境部長	
	福生市	都市建設部長	
	狛江市	建設環境部長	
	東大和市	建設環境部長	
	清瀬市	都市整備部長	
	東久留米市	環境部長	
	武蔵村山市	都市整備部長	
	多摩市	都市環境部長	
	稲城市	都市建設部長	
	羽村市	建設部長	
	あきる野市	都市整備部長	
	瑞穂町	都市整備部長	
	日の出町	まちづくり課長	

# □ 検討の経緯

開催日等	会議	主な議題
平成 22 年8月 31 日	第 1 回 特別区委員会	
平成 22 年9月1日	第1回 市町委員会	】・改定の考え方 ・今後の検討スケジュール
平成 22 年9月3日	第 1 回 東京都委員会	
平成 22 年 12 月 21 日	第2回 東京都委員会	・優先整備区域の設定
平成 22 年 12 月 22 日	第2回 区市町合同委員会	・まちづくりと連動した公園・ 緑地整備の新たな仕組み
平成23年7月27日午前	第3回 区市町合同委員会	・改定(案)の検討
平成 23 年 7 月 27 日午後	第3回 東京都委員会	・パブリックコメントの実施と   今後のスケジュール
平成 23 年 11 月 15 日午後	第4回 区市町合同委員会	・パブリックコメントの結果の 概要 ・今後のスケジュール
平成 23 年 12 月 15 日午前	第5回 区市町合同委員会	・改定整備方針 最終案
平成 23 年 12 月 15 日午後	第4回 東京都委員会	· 以化登開刀可 取於余

# □ 問い合わせ先一覧 (平成23年12月現在)

自治体担当課	窓口電話番号
<東京都>	
東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課	03-5388-3315
東京都建設局公園緑地部計画課	03-5320-5371
<特別区>	
千代田区まちづくり推進部景観・都市計画課	03-5211-3612
中央区環境土木部水とみどりの課	03-3546-5434
港区街づくり支援部土木課	03-3578-2236
新宿区みどり土木部みどり公園課	03-5273-3915
文京区土木部みどり公園課	03-5803-1255
台東区都市づくり部公園課	03-5246-1324
墨田区都市整備部道路公園課	03-5608-6661
江東区土木部水辺と緑の課	03-3647-9426
品川区都市環境事業部水とみどりの課	03-5742-6799
目黒区都市整備部みどりと公園課	03-5722-9745
大田区まちづくり推進部まちづくり管理課	03-5744-1303
世田区みどりとみず政策担当部みどり政策課	03-5432-2592
渋谷区土木清掃部公園課	03-3463-2876
中野区都市基盤部都市計画分野	03-3228-8981
杉並区都市整備部みどり公園課	03-3312-2111 (3583)
豊島区土木部公園緑地課	03-3981-0534
北区まちづくり部都市計画課	03-3908-9152
荒川区土木部公園緑地課	03-3802-4479
板橋区土木部みどりと公園課	03-3579-2531
練馬区環境まちづくり事業本部土木部計画課	03-5984-1365
足立区都市建設部みどりと公園推進室みどり推進課	03-3880-5423
葛飾区都市整備部公園課	03-3695-8380
江戸川区土木部計画課	03-5662-8393

自治体担当課	窓口電話番号
〈市町〉	
八王子市まちなみ整備部公園課	042-620-7269
立川市都市整備部公園緑地課	042-528-4363
武蔵野市都市整備部緑化環境センター	0422-60-1864
三鷹市都市整備部緑と公園課	0422-45-1151 (2833)
青梅市都市整備部公園緑地課	0428-22-1111 (2513)
府中市都市整備部公園緑地課	042-335-4313
昭島市都市整備部管理課	042-541-0046
調布市環境部縁と公園課	042-481-7081
町田市都市づくり部公園緑地課	042-793-7619
小金井市環境部環境政策課	042-387-9860
小平市都市建設部水と緑と公園課	042-346-9830
日野市環境共生部緑と清流課	042-585-1111(3613)
東村山市都市環境部みどりと環境課	042-393-5111 (2744)
国分寺市都市建設部緑と水と公園課	042-325-0111(354)
国立市生活環境部環境保全課	042-576-2111(138)
西東京市みどり環境部みどり公園課	042-438-4045
福生市都市建設部まちづくり計画課	042-551-1952
狛江市建設環境部都市整備課	03-3430-1111 (2541)
東大和市建設環境部環境課	042-563-2111 (1273)
清瀬市都市整備部緑と公園課	042-492-5111 (392)
東久留米市環境部環境政策課	042-470-7753
武蔵村山市都市整備部都市計画課	042-565-1111 (273)
多摩市都市環境部みどりと環境課	042-338-6837
稲城市都市建設部緑と建設課	042-378-2111(336)
羽村市建設部土木課	042-555-1111 (282)
あきる野市都市整備部都市計画課	042-558-1111 (2712)
瑞穂町都市整備部建設課	042-557-7659
日の出町まちづくり課	042-597-0511(351)